

# 三戸町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

青 森 県 三 戸 町



# 目 次

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| <b>第 1 基本的な事項</b>                      | 1  |
| 1 三戸町の概況                               | 1  |
| （1）自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要               | 1  |
| （2）過疎の状況                               | 3  |
| （3）産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の概要      | 3  |
| 2 人口及び産業の推移と動向                         | 5  |
| （1）人口                                  | 5  |
| （2）産業                                  | 5  |
| 3 行財政の状況                               | 9  |
| （1）行政                                  | 9  |
| （2）財政                                  | 10 |
| （3）公共施設等の整備状況                          | 12 |
| 4 地域の持続的発展の基本方針                        | 16 |
| 5 地域の持続的発展の基本目標                        | 17 |
| 6 計画の達成状況の評価に関する事項                     | 17 |
| 7 計画期間                                 | 17 |
| 8 公共施設等総合管理計画との整合                      | 17 |
| <b>第 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b>         | 19 |
| 1 現況と問題点                               | 19 |
| 2 その対策                                 | 20 |
| 3 事業計画                                 | 21 |
| <b>第 3 産業の振興</b>                       | 22 |
| 1 現況と問題点                               | 22 |
| 2 その対策                                 | 24 |
| 3 事業計画                                 | 26 |
| 4 産業振興促進事項                             | 27 |
| 5 公共施設等総合管理計画等との整合                     | 28 |
| <b>第 4 地域における情報化</b>                   | 29 |
| 1 現況と問題点                               | 29 |
| 2 その対策                                 | 29 |
| 3 事業計画                                 | 29 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合                     | 29 |
| <b>第 5 交通施設の整備、交通手段の確保</b>             | 31 |
| 1 現況と問題点                               | 31 |
| 2 その対策                                 | 31 |
| 3 事業計画                                 | 32 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合                     | 35 |
| <b>第 6 生活環境の整備</b>                     | 36 |
| 1 現況と問題点                               | 36 |
| 2 その対策                                 | 37 |
| 3 事業計画                                 | 38 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合                     | 39 |
| <b>第 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> | 40 |
| 1 現況と問題点                               | 40 |
| 2 その対策                                 | 41 |
| 3 事業計画                                 | 42 |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| <b>第8 医療の確保</b>                     | 45 |
| 1 現況と問題点                            | 45 |
| 2 その対策                              | 45 |
| 3 事業計画                              | 46 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合                  | 46 |
| <b>第9 教育の振興</b>                     | 47 |
| 1 現況と問題点                            | 47 |
| 2 その対策                              | 48 |
| 3 事業計画                              | 48 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合                  | 49 |
| <b>第10 集落の整備</b>                    | 51 |
| 1 現況と問題点                            | 51 |
| 2 その対策                              | 51 |
| <b>第11 地域文化の振興等</b>                 | 52 |
| 1 現況と問題点                            | 52 |
| 2 その対策                              | 52 |
| 3 事業計画                              | 53 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合                  | 55 |
| <b>第12 再生可能エネルギーの利用の推進</b>          | 56 |
| 1 現況と問題点                            | 56 |
| 2 その対策                              | 56 |
| <b>第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b>      | 57 |
| 1 現況と問題点                            | 57 |
| 2 その対策                              | 57 |
| 3 事業計画                              | 57 |
| <b>事業計画(令和3～7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分</b> | 59 |

# 第 1 基本的な事項

## 1 三戸町の概況

### (1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

#### ア 自然的条件

##### ① 位置と地勢

三戸町（以下、「当町」とする。）は、青森県の南端に位置する県境の町で、南は岩手県二戸市、西は秋田県鹿角市と接しています。東西約28km、南北約13kmと東西に細長い地形で、151.79km<sup>2</sup>の総面積を有するものの、平地は少なく、その7割以上が森林や原野で占められています。

町の中心部は、南北を国道4号が、東西を国道104号が通り、さらには青い森鉄道線といわて銀河鉄道線が乗り入れする境界駅「目時駅」を有していることから、交通の要衝となっています。

##### ② 気象

当町は、年平均気温10℃、年間総雨量1,100mm前後と県内では温暖な地域に属し、雨量が少ない地域です。しかし、盆地性の地勢のため、気温の年・日較差は大きいことから、りんごなどの果樹栽培には適しており、県南地方の一大産地となっています。

気象概況（気象庁気象観測データ：三戸地点）

| 区分<br>年 | 気 温 [℃] |      |       | 降水量<br>[mm／年] | 日 照<br>[h／年] | 平均風速<br>[m／s] | 最大風向 |
|---------|---------|------|-------|---------------|--------------|---------------|------|
|         | 平均      | 最高   | 最低    |               |              |               |      |
| 平成27年   | 10.8    | 35.0 | -12.4 | 949.0         | 1,831.9      | 1.7           | 南西   |
| 平成28年   | 10.4    | 35.9 | -11.6 | 1,228.0       | 1,757.5      | 1.6           | 南    |
| 平成29年   | 9.9     | 35.8 | -11.9 | 1,222.0       | 1,711.9      | 1.5           | 南西   |
| 平成30年   | 10.3    | 36.9 | -13.9 | 1,346.0       | 1,756.7      | 1.6           | 北北東  |
| 令和元年    | 10.5    | 34.9 | -12.1 | 991.0         | 1,866.7      | 1.6           | 南南西  |

#### イ 歴史的条件

当町には、縄文時代の遺物、遺跡が数多く発見されることから、数千年前の昔から人々が生活していたことが窺えます。

特に、町南東部の泉山地区に位置する泉山遺跡からは多数の土器や石器、翡翠（ひすい）などが出土していること、縄文時代の頃から比較的温暖な気候であり、豊富な川の幸、山の幸に恵まれていたことから、当時の住民にとっては格好の定住地となっていたものと思われます。

古来、青森県南部から岩手県北部の地域は名馬の産地として有名でしたが、鎌倉時代に源頼朝が軍馬を育成させることを目的としてこの地域に牧場を設置し、その管理のため甲斐の南部氏に転封させました。南部氏は牧場を管理するにあたり、この地域を9つの区域に分割し、1つの区域に1牧場を設置し、それぞれ7つの村を分属させました。この9つの区域はそれぞれ一戸から九戸と呼ばれ、三戸町の名前の由来はこのことによるものと考えられています。当時の三戸の区域は、現在の三戸町、田子町、南部町を合わせた区域であり、南部氏がこの地方に転封されて以来居城が設置され、その城下町として盛岡へ居城が移されるまで大

いに繁栄したといわれています。

明治22年、町村制施行により、三戸町として町制を施行しており、その後、昭和30年3月20日に三戸町、留崎村、斗川村、猿辺村の1町3村が合併し、令和元年に町制施行130周年を迎え、現在に至ります。

## ウ 社会的・経済的条件

当町は、青森県の南端に位置する県境の町で、東は南部町、北は新郷村、南西は田子町と接し、また、南は岩手県二戸市、西は秋田県鹿角市と接しています。

県南の経済・文化の中心都市である八戸市は、当町から東に約30kmの距離にあり、多くの町民が八戸市へ通勤や買い物に出かけます。また、岩手県二戸市は、当町から約20kmの距離にあり、県境を越えて通勤や買い物に出かける町民も少なくありません。

このような条件のなか、当町の人口は、平成27年国勢調査では、10,135人（男4,753人、女5,382人）となっており、昭和50年の15,602人と比べると、35.0%の減少となっています。

一世帯当たり人員数は、昭和50年から一貫して減少を続けており、核家族化の傾向を示しています。また、平成27年における年齢別人口構成は、年少人口（0～14歳）が9.8%、生産年齢人口（15～64歳）が52.6%、高齢者人口（65歳以上）が37.3%となっており、年少人口割合の低下と高齢者人口割合の上昇が進んでいます。

### ① 土地利用の状況

当町の総面積（151.79km<sup>2</sup>）に対する土地利用状況は、農用地（田畑）20.5%、宅地2.6%、山林65.1%、原野7.1%となっており、山林と原野を合わせた面積は、総面積の7割に及びます。

また、農用地については、米の減反や、経営者の高齢化などにより、遊休農地が拡大傾向にあります。

図表 土地利用の状況

| 地目  | 田    | 畑     | 宅地   | 山林    | 原野   | 雑種地<br>その他 | 合計面積                  |
|-----|------|-------|------|-------|------|------------|-----------------------|
| 三戸町 | 7.2% | 13.3% | 2.6% | 65.1% | 7.1% | 4.7%       | 151.79km <sup>2</sup> |

資料：令和3年度固定資産概要調書

### ② 産業の概要

当町の就業人口比率は、昭和50年国勢調査によると、第1次産業44.1%、第2次産業16.9%、第3次産業38.7%でしたが、平成27年国勢調査では、第1次産業31.2%、第2次産業19.1%、第3次産業49.7%となっており、第1次及び第2次産業から第3次産業への移行が進んでいます。

移行の主な要因として、基幹産業である農業では、りんご価格低迷や米価引き下げ等による離農の進行、また、製造業では、長引く景気の低迷による雇用者数の減少が考えられます。

## (2) 過疎の状況

当町は、昭和55年から平成17年までの25年間の人口減少率が21.4%となったことを受け、平成22年4月1日に過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域として公示されたものであり、これまで過疎対策事業債を活用して、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育・地域文化の振興等のほか、地域の実情に即した取組を推進し、一定の成果を上げてきました。

しかし、平成27年の当町の人口は10,135人で、昭和30年のピーク時から7,632人(57.0%)減少しており、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

また、若年者比率が年々減少していくなかで、高齢者比率は年々増加し、平成27年は町民の3人に1人が高齢者となっていることから、当町においても少子高齢化が急速に進んでいます。

人口減少・少子高齢化は地域社会の活力喪失と生産能力の低下をもたらすものであり、これまで課題に応じた施策を実施してきましたが、依然として若者の流出は続いており、少子高齢化も顕著となっています。

当町における人口減少の流れは今後も続くと考えられ、地域活力の低下が懸念されますが、一方で、当町は交通の要所としての立地特性があり、また、多彩で豊富な文化や資源があることから、こうした立地特性や地域資源を活用することにより、人口減少の流れを少しでも穏やかにし、持続することが可能になるものと見込まれます。

## (3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の概要

### ア 産業構造の変化

国勢調査による平成27年の就業者数は5,067人で、総人口の50.0%を占めています。昭和35年からの就業別人口の推移をみると、昭和55年以降は減少し続け、平成17年、平成22年には連続して12%以上減少し、平成27年も5.7%減少となっています。

また、昭和50年国勢調査による産業構造は、第1次産業44.1%、第2次産業16.9%、第3次産業38.7%であったものが、平成27年国勢調査では、第1次産業31.2%、第2次産業19.1%、第3次産業49.7%と、第1次産業から第3次産業への移行が進んでいます。

農業については、盆地部のりんごや稲作、山間部の葉たばこを中心とした畑作がその中核を成しています。中でも稲作は、余剰米の発生から生産調整面積が年々増加の一途を辿り、価格も低迷するなど厳しい状況下にあります。

商業については、基幹産業である農業の好不況に大きく左右され、またモータリゼーションの進展と郊外型大規模店の立地により、既存商店街の小売業が衰退し、空き店舗が発生するなど中心市街地の空洞化が進行しています。

工業については、企業誘致を進めてきたところですが、我が国の経済は長引く景気の低迷から脱し、企業においては設備投資の高まりや生産拠点の国内回帰が見込まれるものの、依然として操業停止や人員削減などが顕在化してきており、今後の生産活動への影響が懸念されます。

## イ 地域の経済的な立地特性

当町は、県南中心都市である八戸市から西に約30kmの距離にあるほか、隣接する岩手県二戸市から北に20kmの距離に位置し、町中心を南北に通る国道4号を北上すれば青森市まで約100km、南下すれば盛岡市まで約100kmの距離に位置します。

また、町内には青い森鉄道線の目時駅があり、八戸市とは電車で約30分で結ばれ、町中心部を東西に通る国道104号により、隣接する田子町、南部町とのアクセスも良好で、近隣市町村への通勤就業者の増加につながっています。

## ウ 青森県総合計画における位置付け

「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」では、2030年の青森県のめざす姿として「生業」と「生活」が好循環する地域を掲げ、「産業・雇用」「安全・安心、健康」「環境」「教育・人づくり」の各分野において世界が認める「青森ブランド」を確立するための各種施策に取り組むこととしています。

そして、当町が属する三八地域については、2030年のめざす姿を「元気なものづくり産業の集積とエネルギー・リサイクルの進んだ地域」、「力強い経営体が地域を支える農林漁村」等とし、地域の特性を生かした取組を進めることとしています。

## エ 八戸圏域連携中枢都市圏における位置付け

八戸圏域連携中枢都市圏は、八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町の8市町村で形成されており、当町は、連携中枢都市である八戸市と医療・福祉・産業振興などの政策分野について、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結しています。

また、圏域の将来像や、協約に基づき推進する具体的取組を記載した「八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン」が策定され、「圏域全体の経済成長の牽引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」を目指しています。

本構想において、当町は、「三戸独自の風土」に誇りを持ち、人、自然、文化という優れた資源や、経験から得た知識を生かしながら、町民一人ひとりが地域社会の一員として集い、共生・協働のまちを創出することで、生涯にわたり生きがいを感じ、笑顔あふれるまちづくりを目指すこととしています。

## オ 社会経済的発展の方向の概要

今後の当町の発展の方向は、農業においては米と野菜・花き等の複合経営の拡大や労働の省力化を図るため、共同施設の利用促進、経営近代化、生産基盤の充実に努めていきます。

商工業においては、後継者の育成と既存企業の充実及び特産品の研究・開発等による新たな起業を支援していきます。

交通においては、町内の連携強化や一体性を確保するため、幹線道路の機能強化を推進していきます。特に、関根1号線や主要公共施設間を結ぶ道路ネットワークの整備促進により、町内はもとより周辺市町村との円滑な交通の確保に努めます。

観光においては、高速交通網の整備や高度情報化が進展するなか、ゆとりを求



める国民生活の変化等、時代の発展に対応した農村地域の新しい価値の発見と創造に努めていきます。

## 2 人口及び産業の推移と動向

### (1) 人口

当町の人口は、昭和30年の17,767人をピークに減少傾向が続いており、平成27年の国勢調査では10,135人と、前回調査と比較して1,164人、10.3%の減少となり、減少幅は過去最大となりました。

年齢階層別人口構造では15歳～29歳の若年者比率は昭和35年に4,008人、23.1%であったものが平成27年には990人、9.8%と減少しています。その反面、65歳以上の高齢者比率は昭和35年では1,079人、6.2%であったものが平成27年には3,784人、37.3%となっています。これは、全国平均の26.7%、県平均の30.1%と比較して、より速いペースで少子高齢化が進行していることを表しており、この傾向は今後も続くものとみられます。

世帯数の動向をみると、平成27年の国勢調査では3,756世帯で、昭和35年と比較して290世帯、8.4%増加しています。これに伴い、1世帯当たりの人員が5.0人から2.7人に減少するなど、年々核家族化が進行しています。

国立社会保障・人口問題研究所によると、令和22年の人口は5,347人になると推測されていますが、人口確保に向けた各種施策を講じた場合は、人口ビジョンに示す人口（6,135人）を維持することができると考えられます。

### (2) 産業

平成27年の当町の全体就業者数は5,067人で、昭和35年と比較して3,051人、37.6%減少しています。また、産業別にみると、第3次産業が2,517人と最も多く、就業人口の49.7%を占め、第1次産業では1,582人の31.2%、第2次産業では968人の19.1%となっています。

全体の就業者数が減少するなか、産業別構成比では第1次産業と第3次産業が逆転し、第2次産業が微増しつつ横ばいで推移しています。

これは、基幹産業である農業からの離職が進む一方で、その受け皿となる雇用の場が少なく、若年者を含む全体就業者数が減少したことによるものであり、農業後継者の育成と企業誘致等の雇用対策による就業人口の確保が今後の課題と考えられます。

今後も第3次産業の従事者は増加すると見込まれますが、少子高齢化やモータリゼーションの影響により商店数が減少しているため、商店街の活性化対策が急務となっています。

表 1－1(1) 人口の推移(国勢調査)

| 区 分                  | 昭和35年       | 昭和40年       |           | 昭和45年       |           | 昭和50年       |            | 昭和55年       |            |
|----------------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|------------|
|                      | 実 数         | 実 数         | 増減率       | 実 数         | 増減率       | 実 数         | 増減率        | 実 数         | 増減率        |
| 総 数                  | 人<br>17,332 | 人<br>16,746 | %<br>△3.4 | 人<br>16,184 | %<br>△6.6 | 人<br>15,602 | %<br>△10.0 | 人<br>15,606 | %<br>△10.0 |
| 0歳～14歳               | 6,092       | 5,230       | △14.1     | 4,525       | △25.7     | 4,112       | △32.5      | 3,734       | △38.7      |
| 15歳～64歳              | 10,161      | 10,324      | 1.6       | 10,369      | 2.0       | 9,977       | △1.8       | 10,173      | 0.1        |
| うち<br>15歳～<br>29歳(a) | 4,008       | 3,869       | △3.5      | 3,657       | △8.8      | 3,167       | △21.0      | 3,065       | △23.5      |
| 65歳以上<br>(b)         | 1,079       | 1,192       | 10.5      | 1,290       | 19.6      | 1,513       | 40.2       | 1,699       | 57.5       |
| (a)／総数               | %           | %           | —         | %           | —         | %           | —          | %           | —          |
| 若年者比率                | 23.1        | 23.1        | —         | 22.6        | —         | 20.3        | —          | 19.6        | —          |
| (b)／総数               | %           | %           | —         | %           | —         | %           | —          | %           | —          |
| 高齢者比率                | 6.2         | 7.1         | —         | 8.0         | —         | 9.7         | —          | 10.9        | —          |

| 区 分                  | 昭和60年       |            | 平成2年        |            | 平成7年        |            | 平成12年       |            | 平成17年       |            |
|----------------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
|                      | 実 数         | 増減率        | 実 数         | 増減率        | 実 数         | 増減率        | 実 数         | 増減率        | 実 数         | 増減率        |
| 総 数                  | 人<br>15,200 | %<br>△12.3 | 人<br>14,440 | %<br>△16.7 | 人<br>13,740 | %<br>△20.7 | 人<br>13,223 | %<br>△23.7 | 人<br>12,261 | %<br>△29.3 |
| 0歳～14歳               | 3,281       | △46.1      | 2,620       | △57.0      | 2,133       | △65.0      | 1,856       | △69.5      | 1,546       | △74.6      |
| 15歳～64歳              | 9,874       | △2.8       | 9,366       | △7.8       | 8,629       | △15.1      | 7,950       | △21.8      | 7,050       | △30.6      |
| うち<br>15歳～<br>29歳(a) | 2,580       | △35.6      | 2,319       | △42.1      | 2,081       | △48.1      | 1,823       | △54.5      | 1,442       | △64.0      |
| 65歳以上<br>(b)         | 2,045       | 89.5       | 2,454       | 127.4      | 2,978       | 176.0      | 3,417       | 216.7      | 3,665       | 239.7      |
| (a)／総数               | %           | —          | %           | —          | %           | —          | %           | —          | %           | —          |
| 若年者比率                | 17.0        | —          | 16.1        | —          | 15.1        | —          | 13.8        | —          | 11.8        | —          |
| (b)／総数               | %           | —          | %           | —          | %           | —          | %           | —          | %           | —          |
| 高齢者比率                | 13.5        | —          | 17.0        | —          | 21.7        | —          | 25.8        | —          | 29.9        | —          |

| 区 分                  | 平成22年       |            | 平成27年       |            |
|----------------------|-------------|------------|-------------|------------|
|                      | 実 数         | 増減率        | 実 数         | 増減率        |
| 総 数                  | 人<br>11,299 | %<br>△34.8 | 人<br>10,135 | %<br>△41.5 |
| 0歳～14歳               | 1,243       | △79.6      | 997         | △83.6      |
| 15歳～64歳              | 6,290       | △38.1      | 5,332       | △47.5      |
| うち<br>15歳～<br>29歳(a) | 1,192       | △70.3      | 990         | △75.3      |
| 65歳以上<br>(b)         | 3,766       | 249.0      | 3,784       | 250.7      |
| (a)／総数               | %           | —          | %           | —          |
| 若年者比率                | 10.5        | —          | 9.8         | —          |
| (b)／総数               | %           | —          | %           | —          |
| 高齢者比率                | 33.3        | —          | 37.3        | —          |

※総数には「年齢不詳」を含みます。

増減率については、昭和35年との比較となります。

表 1－1 (2) 人口の見通し(国立社会保障・人口問題研究所)

| 区 分            | 平成17年<br>国勢調査 | 平成22年<br>国勢調査 | 平成27年<br>国勢調査 | 令和2年<br>推 計 | 令和7年<br>推 計 | 令和12年<br>推 計 | 増 減<br>R12-H17 |
|----------------|---------------|---------------|---------------|-------------|-------------|--------------|----------------|
| 総人口            | 12,261        | 11,299        | 10,135        | 9,069       | 8,042       | 7,083        | △5,178         |
| 年少人口 (0～14歳)   | 1,546         | 1,243         | 997           | 805         | 639         | 524          | △1,022         |
| 構成比 (町)        | 12.6          | 11.0          | 9.8           | 8.9         | 7.9         | 7.4          | △5.2           |
| 〃 (県)          | 14.0          | 12.7          | 11.4          | 10.5        | 9.9         | 9.3          | △4.7           |
| 〃 (国)          | 13.9          | 13.1          | 12.5          | 12.0        | 11.5        | 11.1         | △2.8           |
| 生産年齢人口(15～64歳) | 7,050         | 6,290         | 5,332         | 4,449       | 3,805       | 3,195        | △3,855         |
| 構成比 (町)        | 57.5          | 55.7          | 52.6          | 49.1        | 47.3        | 45.1         | △12.4          |
| 〃 (県)          | 63.9          | 61.7          | 58.5          | 55.5        | 53.4        | 51.6         | △12.3          |
| 〃 (国)          | 66.2          | 63.8          | 60.8          | 59.1        | 58.5        | 57.7         | △8.5           |
| 老年人口 (65歳以上)   | 3,665         | 3,766         | 3,784         | 3,815       | 3,598       | 3,364        | △301           |
| 構成比 (町)        | 29.9          | 33.3          | 37.3          | 42.1        | 44.7        | 47.5         | 17.6           |
| 〃 (県)          | 22.1          | 25.8          | 30.1          | 34.0        | 36.7        | 39.1         | 17.0           |
| 〃 (国)          | 19.9          | 23.0          | 26.7          | 28.9        | 30.0        | 31.2         | 11.3           |

表 1－1 (3) 人口の見通し (三戸町長期人口ビジョン)

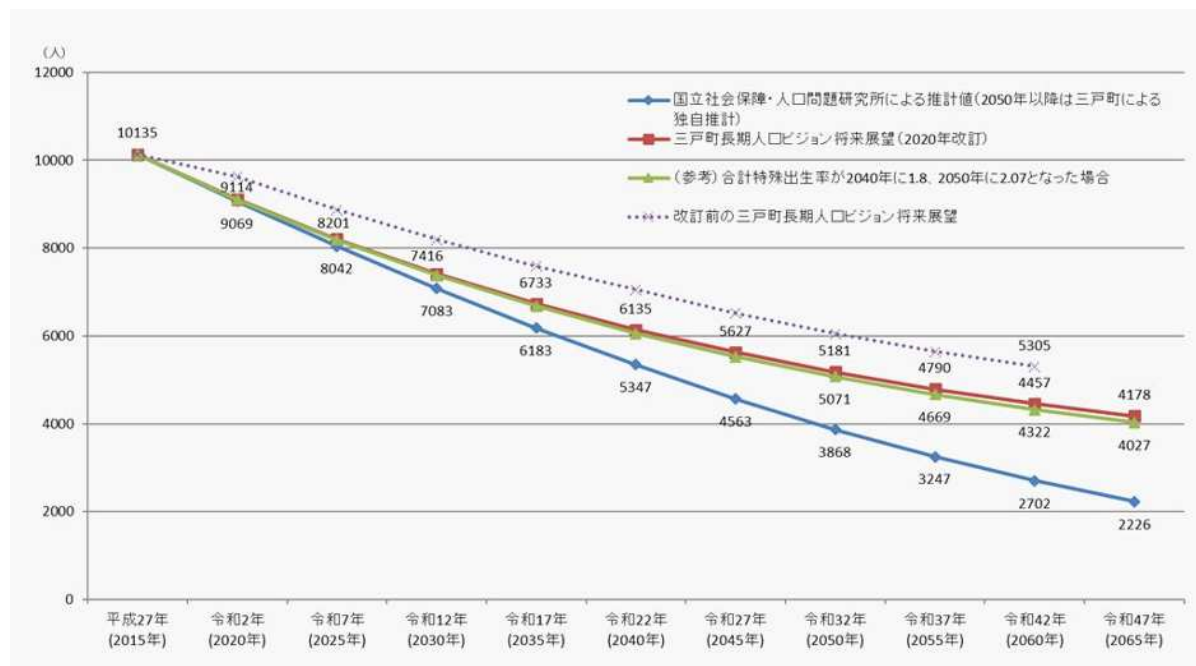


表 1－1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

| 区 分           | 昭和35年      | 昭和40年      |           | 昭和45年      |           | 昭和50年      |           | 昭和55年      |           |
|---------------|------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
|               | 実 数        | 実 数        | 増減率       | 実 数        | 増減率       | 実 数        | 増減率       | 実 数        | 増減率       |
| 総 数           | 人<br>8,118 | 人<br>7,772 | %<br>△4.3 | 人<br>7,970 | %<br>△1.8 | 人<br>7,693 | %<br>△5.2 | 人<br>7,812 | %<br>△3.8 |
| 第1次産業<br>就業人口 | 4,765      | 3,909      | △18.0     | 3,682      | △22.7     | 3,393      | △28.8     | 3,133      | △34.2     |
| 第2次産業<br>就業人口 | 1,437      | 1,026      | △28.6     | 1,937      | 34.8      | 1,300      | △9.5      | 1,391      | △3.2      |
| 第3次産業<br>就業人口 | 1,915      | 2,829      | 47.7      | 2,351      | 22.8      | 2,977      | 55.5      | 3,288      | 71.7      |

| 区 分           | 昭和60年      |           | 平成2年       |           | 平成7年       |            | 平成12年      |            | 平成17年      |            |
|---------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|               | 実 数        | 増減率       | 実 数        | 増減率       | 実 数        | 増減率        | 実 数        | 増減率        | 実 数        | 増減率        |
| 総 数           | 人<br>7,458 | %<br>△8.1 | 人<br>7,420 | %<br>△8.6 | 人<br>7,275 | %<br>△10.4 | 人<br>7,015 | %<br>△13.6 | 人<br>6,161 | %<br>△24.1 |
| 第1次産業<br>就業人口 | 2,864      | △39.9     | 2,634      | △44.7     | 2,372      | △50.2      | 2,161      | △54.6      | 1,984      | △58.4      |
| 第2次産業<br>就業人口 | 1,439      | 0.1       | 1,692      | 17.7      | 1,797      | 25.1       | 1,768      | 23.0       | 1,312      | △8.7       |
| 第3次産業<br>就業人口 | 3,155      | 64.8      | 3,087      | 61.2      | 3,106      | 62.2       | 3,080      | 60.8       | 2,859      | 49.3       |

| 区 分           | 平成22年      |            | 平成27年      |            |
|---------------|------------|------------|------------|------------|
|               | 実 数        | 増減率        | 実 数        | 増減率        |
| 総 数           | 人<br>5,376 | %<br>△33.8 | 人<br>5,067 | %<br>△37.6 |
| 第1次産業<br>就業人口 | 1,710      | △64.1      | 1,581      | △66.8      |
| 第2次産業<br>就業人口 | 1,048      | △27.1      | 968        | △32.6      |
| 第3次産業<br>就業人口 | 2,618      | 36.7       | 2,518      | 31.5       |

※総数には「不詳」を含みます。

増減率については、昭和35年との比較となります。

### 3 行財政の状況

#### (1) 行政

##### ア 組織及び職員数

当町の行政機構は、町長部局 8 課、教育委員会 1 課のほか、議会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員の 4 事務局が設置されています。

令和 3 年 4 月 1 日現在の職員数（派遣職員、再任用職員を除く）は、町長部局 86 名、教育委員会 13 名、議会 2 名（併任 1 名）、選挙管理委員会 0 名（併任 12 名）、農業委員会 1 名（併任 7 名）、監査委員 1 名（併任 2 名）で全職員 103 名です。

##### イ 広域行政による共同施設等

現在当町を含む広域行政は、平成 29 年 3 月 22 日に 1 市 6 町 1 村（八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）により、八戸圏域連携中枢都市圏連携協約を締結しています。連携中枢都市圏構想は、地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」に取り組むことで、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とするものであり、国が策定している「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも、その推進を図ることが位置づけられているものです。

八戸圏域連携中枢都市圏を構成する市町村では、八戸地域広域市町村圏事務組合を設立し、消防業務、介護認定業務の共同処理等の事業を行っているほか、3 町（三戸町、田子町、南部町）で構成する三戸地区環境整備事務組合で、ごみ処理、し尿処理及び火葬業務を行っています。また、1 市 6 町（八戸市、おいらせ町、六戸町、三戸町、五戸町、南部町、階上町）で八戸圏域水道企業団を設立し、水道業務の共同処理を実施しています。

このように、広域行政による共同処理は効果を上げていますが、負担金の増嵩等により財政負担が多くなるなどの問題も生じています。今後とも広域行政システムによる共同処理が重要な役割を担うものと思われることから、効率性、財政負担の軽減という本来の主旨を踏まえた広域行政の推進を図らなければなりません。

##### ウ 組織効率化への取組

行財政の更なる効率化を図るため、これまで数次にわたり取り組んできた行財政改革においては、職員定数の適正化を最重要課題の一つに掲げ、退職者不補充や少数精鋭による組織運営の推進・管理に努めてきました。

また、人口減少・少子高齢化に伴って複雑・多様化する住民ニーズへの対応や、近年増加している自然災害や新型コロナウイルス感染症対応のような突発的な業務の増加に対しては、限られた人員で最大の効果を発揮できるよう、適材適所の職員配置等により対応してきました。

依然として厳しい財政状況と、多くの公共施設の著しい老朽化への対応重点項目として、平成 30 年 7 月に策定した「第 3 次三戸町行政改革大綱（平成 30 年～令和 4 年度）」を踏まえ、職員数の適正化、行政組織のスリム化や職員の資質向上を図る等、人件費等義務的経費抑制の取組をより一層推進し、財政健全化に取り組んでい

く必要があります。

## (2) 財政

### ア 歳入

当町の令和元年度の歳入構成は、地方交付税が48.4%、国庫及び県支出金が15.3%、町債7.4%を含む依存財源75.8%に対し、町税(構成比13.5%)などの自主財源が24.2%となっています。

現在、国においては、高齢化に伴う社会保障費の伸びと、それらを賄うための国債費の伸びで、財政状況が厳しい状態にあり、今後の財源確保が懸念されるところです。産業基盤の脆弱な当町にとっては、現在の厳しい財政状況をさらに拡大させる可能性が高くなるといわざるを得ず、今後の財源確保がますます困難なものとなることが見込まれます。

### イ 歳出

令和元年度の普通会計決算は、前年度より8.3%増の60億6,659万1千円となっており、これを平成27年度と比較すると、歳出0.8%の減となっております。

歳出構成では、義務的経費が歳出の40.1%を占めており、目的別の構成比では、総務費が15.4%、民生費が24.9%、衛生費が17.0%、農林水産業費が4.6%、土木費が7.1%、消防費が4.5%、教育費が10.0%、公債費が13.1%、災害復旧費が0.6%、その他が2.8%となっています。

令和元年度の実質収支は1億3,733万4千円、財政力指数0.257、実質公債費比率11.3%となっており、平成27年度と比較すると、財政力指数は0.019ポイント増加し、実質公債費比率は2.1ポイント減少しています。

### ウ 財政健全化の方策

当町では、行財政改革の一環として人件費や物件費の抑制に取り組んできたところですが、依然として義務的経費が約4割を占めています。今後、都市基盤整備をはじめとする社会資本の整備やきめ細やかな行政サービスを提供・維持していくためには、安定した財政基盤の確立、事務事業評価システムを導入した効率的な行政運営、財源の計画的・重点的・効果的配分などとともに、中長期的視野に立った予算管理や各種基金等の適正な管理及び効率的な財政運営を行う必要があります。

表 1－2 (1) 町財政の状況

(単位：千円)

| 区 分             | 平成22年度    | 平成25年度    | 平成27年度    | 令和元年度     |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A          | 5,882,828 | 7,655,886 | 6,417,937 | 6,210,836 |
| 一般財源            | 4,095,818 | 4,149,763 | 4,237,450 | 4,131,502 |
| 国庫支出金           | 509,542   | 1,613,833 | 475,897   | 498,653   |
| 都道府県支出金         | 474,104   | 468,804   | 462,669   | 453,473   |
| 地方債             | 406,000   | 825,600   | 783,700   | 462,100   |
| うち 過疎対策事業債      | 90,100    | 531,300   | 570,500   | 255,700   |
| その他             | 397,364   | 597,886   | 458,221   | 665,108   |
| 歳出総額 B          | 5,497,176 | 7,339,895 | 6,116,794 | 6,066,591 |
| 義務的経費           | 2,428,557 | 2,108,140 | 2,321,621 | 2,432,093 |
| 投資的経費           | 602,246   | 2,099,448 | 780,196   | 382,561   |
| うち 普通建設事業       | 660,807   | 1,437,509 | 780,196   | 346,901   |
| その他             | 2,423,676 | 3,044,711 | 2,903,763 | 2,922,024 |
| 過疎対策事業費         | 42,697    | 87,596    | 111,214   | 329,913   |
| 歳入歳出差引額 C (A－B) | 385,652   | 315,991   | 301,143   | 144,245   |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 D  | 39,303    | 56,570    | 40,747    | 6,911     |
| 実質収支 C－D        | 346,349   | 259,421   | 260,396   | 137,334   |
| 財政力指数           | 0.255     | 0.237     | 0.238     | 0.257     |
| 公債費負担比率         | 20.0      | 12.8      | 15.6      | 17.9      |
| 実質公債費比率         | 19.5      | 15.3      | 13.4      | 11.3      |
| 起債制限比率          | —         | —         | —         | —         |
| 経常収支比率          | 85.6      | 86.1      | 88.2      | 94.8      |
| 将来負担比率          | 137.7     | 116.6     | 97.5      | 60.3      |
| 地方債現在高          | 5,969,742 | 6,798,008 | 7,338,313 | 6,385,134 |

(資料：地方財政状況調)

### (3) 公共施設等の整備状況

公共施設等については、未だ十分な整備がされているとはいえませんが、厳しい財政状況を踏まえ、事業効果や効率性を十分検討するとともに、既存施設を可能な限り有効活用するなど、計画的かつ効率的な施設整備を進めていく必要があります。

町道の改良率は、令和元年度末現在で45.5%、舗装率は45.9%となっています。今後は、道路ネットワークの整備促進とともに冬期間の道路事情の改善に努め、町内全域や周辺市町村との円滑な交通を確保する必要があります。

公共下水道については平成22年4月1日から供用開始され、水洗化率が9.0%（平成12年度）から51.1%（令和元年度）に上昇していますが、依然として低い状況であることから、加入率の促進等を図り円滑かつ適正な管理運営をしていく必要があります。

福祉施設については、児童福祉施設として公立保育所を2か所に設置していましたが、施設の老朽化・定員割れの状況から平成29年3月に1か所に統合したのち、令和2年3月に閉所しました。現在は、民間の保育所が1か所、認定こども園が2か所あり、機能を集約することで保育サービスのさらなる充実を図っていきます。

医療機関については、地域医療の拠点となる三戸中央病院のほか、診療所(歯科含む)が4施設あり、今後、圏域の他市町村とともに適正な病院機能を検討していきます。

教育施設については、公立小学校3校、公立中学校2校を設置していますが、令和4年3月末で公立小学校1校、公立中学校1校が閉校となる予定です。今後は、児童・生徒数の減少に対応した公立小学校の適正配置により、将来を担う児童・生徒の育成に努める必要があります。

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分                   | 昭和55<br>年度末 | 平成2<br>年度末 | 平成12<br>年度末 | 平成22<br>年度末 | 令和元<br>年度末 |
|-----------------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 市町村道                  |             |            |             |             |            |
| 改良率 (%)               | 14.4        | 42.7       | 42.8        | 44.8        | 45.5       |
| 舗装率 (%)               | 15.2        | 38.7       | 41.9        | 45.3        | 45.9       |
| 農道                    |             |            |             |             |            |
| 延長 (m)                | 106,271     | 72,463     | 102,907     | 74,095      | 74,095     |
| 耕地1ha当たり農道延長 (m)      | 33.3        | 23.0       | 32.7        | —           | —          |
| 林道                    |             |            |             |             |            |
| 延長 (m)                | 74,698      | 37,595     | 41,564      | 42,265      | 42,265     |
| 林野1ha当たり林道延長 (m)      | 8.1         | 3.8        | 4.2         | —           | —          |
| 水道普及率 (%)             | 72.5        | 79.8       | 88.6        | 94.4        | 95.2       |
| 水洗化率 (%)              | —           | 0.5        | 9.0         | 46.8        | 51.1       |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床) | 14.6        | 13.7       | 12.2        | 13.5        | 14.4       |



(注) 1 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成22年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領によります。

2 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に、次の算式により算定しています。

改良率＝改良済延長／実延長

舗装率＝舗装済延長／実延長

3 上記区分のうち、平成12年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成22年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用しています。

4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定しています。なお、基準日はその年度の3月31日現在とします。また、AからHまでについては公共施設状況調査の記載要領に、Iについては一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領によります。

水洗化率＝（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I）／J

A：当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D：当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E：当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F：当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G：当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口

H：当該市町村の合併処理浄化槽処理人口

I：当該市町村の単独処理浄化槽処理人口（※）

J：当該市町村の住民基本台帳登載人口

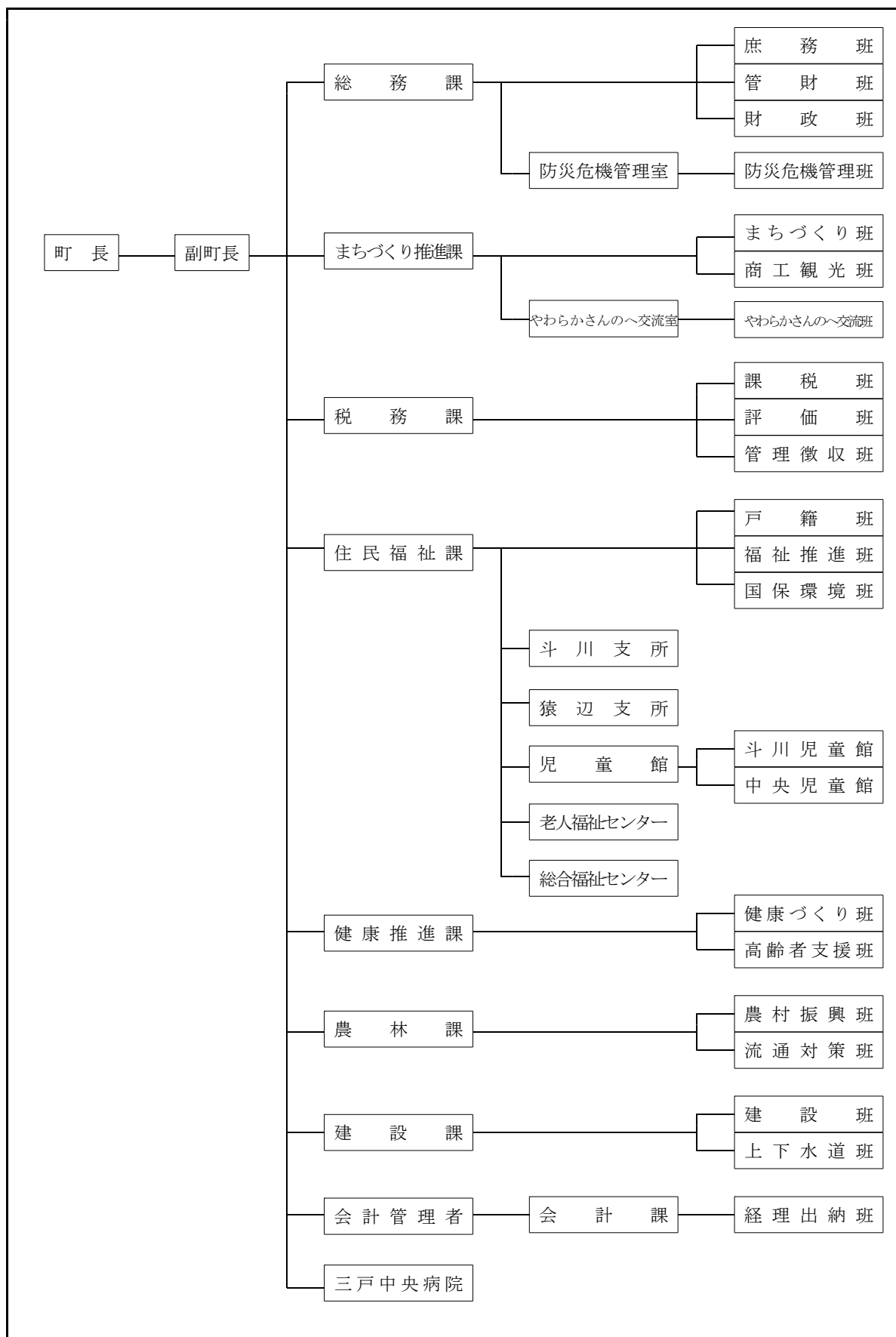
※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値です。なお、「平成19年度末」とあるのは、「平成18年度末」とします。

5 取得不能な数値については、「－」と表記しています。

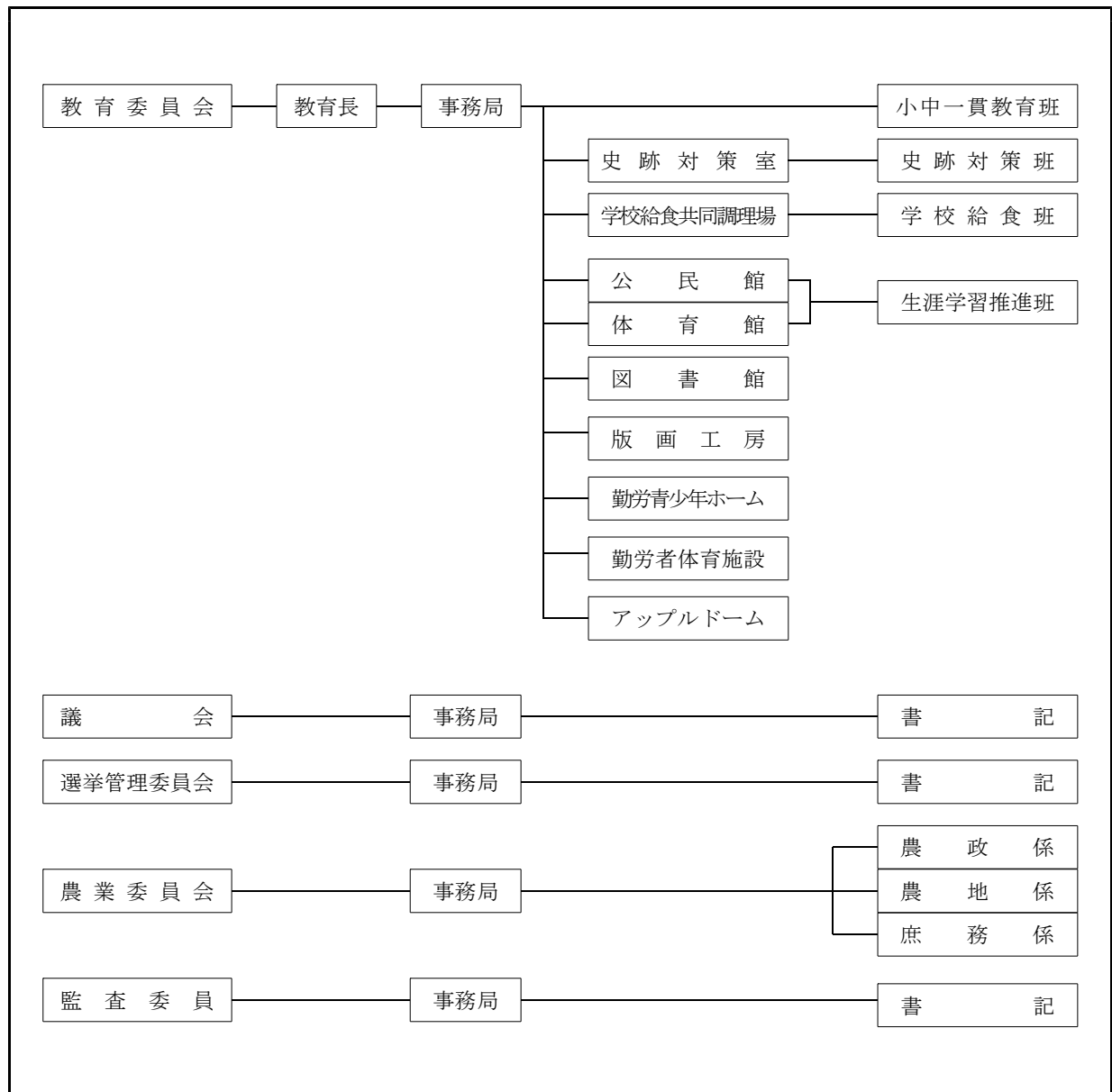
# 三戸町行政組織図

(1) 町長部局

(令和3年4月1日現在)



(2) 議会・各種委員会



#### 4 地域の持続的発展の基本方針

これまでの当町における過疎対策事業は、住民生活の利便性向上や産業の振興をはじめとして、一定の成果を上げてきました。しかしながら、人口及び生産年齢人口は減少の一途を辿り、少子高齢化にも歯止めをかけるには至らず、過疎化は依然として進行し続けています。このことは、各分野への影響や産業活動の停滞等につながるものであり、町の持続的発展を図るうえで大きな阻害要因となっています。

このような状況のなか、近年は、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする田園回帰の潮流が高まるとともに、情報通信等における革新的技術の創出、リモートワークなど情報通信技術を利用した働き方への取組等、過疎地域等の課題の克服に資する新たな動きが生まれているところであり、こうした動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、取り組む必要があります。

当町では、青森県過疎地域持続的発展方針を踏まえ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、当町の将来像を目指し、「第5次三戸町総合振興計画前期基本計画」や「第2期まち・ひと・しごと創生三戸町総合戦略」に掲げる以下の施策に取り組みます。

また、八戸圏域連携中枢都市圏構成市町村をはじめとする周辺市町村や県との連携を強化し、積極的に各種施策を推進します。

##### 【目指す将来像】

「みんなが集う みんなで創る みんなを笑顔に 美しいふるさと さんのへ」

##### 【基本政策】

##### ①安定した雇用を創出する

町内企業への雇用の環境整備、基幹産業である農業の経営改善による望ましい経営体の育成、地域資源を生かした産業の創出、町外からの誘客の促進など、これまでの取組を一層推進し、魅力あるしごとづくりを進めます。

##### ②新しい人の流れをつくる

本町に在住する若者を町内に定着させるため、雇用や住居などの生活面における定住促進の取組を行うとともに、東京圏等からの人財を本町に還流させるため、移住・U I J ターン促進の取組を行います。

また、関係人口の創出・拡大への取組を推進し、移住や人財還流につなげていきます。

##### ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる

安心して結婚・出産・子育てができる環境づくりに向けて、結婚の希望をかなえる取組、切れ目のない子育て支援サービスの提供など、少子化対策の取組を進めます。

##### ④誰もが笑顔で元気に暮らすまち

平均寿命の延伸に向けて、定期的な各種健（検）診の受診のほか、食生活や運動といった生活習慣の改善など、町民一人ひとりが自らの健康に関する意識を高め、町民の主体的な健康づくりの取組を促進します。

※「第2期まち・ひと・しごと創生三戸町総合戦略」より抜粋

## 5 地域の持続的発展の基本目標

本計画の目標値は、「第5次三戸町総合振興計画前期基本計画」と整合を図るため、「まち・ひと・しごと創生三戸町長期人口ビジョン」の推計値とします。

| 目標指標 | 基準値（令和2年） | 目標値（令和7年） | 備考     |
|------|-----------|-----------|--------|
| 人 口  | 9,114人    | 8,201人    |        |
| 転入数  | 187       | 187       | 基準値の維持 |
| 転出数  | 273       | 273       | 基準値の維持 |
| 出生数  | 45        | 45        | 基準値の維持 |

※人口：まち・ひと・しごと創生三戸町長期人口ビジョン  
転入、転出、出生数の基準値：住民基本台帳年報

## 6 計画の達成状況の評価に関する事項

三戸町過疎地域持続的発展計画では、各分野の基本目標を設定し、その検証・改善を図るための仕組みとしてPDCAサイクルを繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法で実施します。

このPDCAサイクルの実施に当たっては、三戸町総合振興計画との整合性の観点も持ち合わせていることから、「三戸町ふるさとづくり審議会」において、外部有識者が参画する形式の評価・検証を毎年度行うとともに、効果的な施策の推進が可能となるよう必要に応じて予算編成等への反映や計画の改定を行うものとします。

## 7 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

## 8 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した「三戸町公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の管理に関する基本方針として

①配置・総量の適正化による財政負担の軽減

②計画的で効率的な質の高い維持管理の推進

の2点を掲げています。

また、公共施設等の適正管理に係る実施方針を以下のように定めています。

### （1）点検・診断等の実施方針

施設の日常点検を実施し、不具合や異常箇所の早期発見に努めます。

点検診断結果を記録し、次期点検・診断等に活用するなど、メンテナンスサイクルの実現を図ります。

### （2）維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の将来的な活用に係る方向性を検討し、費用対効果やトータルコストを踏まえたうえで、最適な維持管理や改修・更新等の具体的な実施計画を策定し、計画に基づく維持管理に努め、改修・更新を図ります。

維持管理費用の削減のため、予防保全型維持管理に努めます。

### （3）安全確保の実施方針

点検結果等により、危険性が認められた箇所については、速やかに安全対策を講じ、事故防止に努めます。継続使用を予定している施設については、早期に改

修を実施して安全を確保します。

(4) 耐震化の実施方針

耐震診断の実施を推進します。施設の長寿命化対策や老朽化対策との整合を図ったうえで、耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

国や青森県等の長寿命化に係る方針を踏まえて、長寿命化計画の策定又は見直しを進めます。また、施設の老朽化状況等による費用対効果やトータルコストを踏まえ、計画に基づく長寿命化対策を推進します。

(6) 統合や廃止の推進方針

全庁的な体制で、情報共有を図り、統合や廃止の検討を行います。

集約化・複合化・多機能化・用途変更等の統合や廃止に係る検討を行う際には、住民生活に必要不可欠の機能（サービスの提供）を確保することを念頭に置いて、公共施設等の総量や配置の最適化に努めます。

(7) P P P / P F I の活用方針

公民が連携して行政サービスを行うスキームとして P P P（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）や指定管理者制度の活用、P F I の導入を検討します。

サービス向上や財政負担の軽減を踏まえ、民間的手法の活用を図ります。

(8) 広域連携の取組方針

施設の利用実態や多様なニーズに応えるため、近隣市町村や関係自治体との広域的な施設の共同利用や共同運営の検討を推進します。

八戸市、田子町、新郷村、南部町等の近隣市町村や八戸圏域水道企業団等との公共施設等のあり方や連携のあり方の検討に努めます。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な施設の管理を実現するため、全庁的な取組体制である「(仮称) 三戸町公共施設等管理適正化検討会議」の設置を検討します。

三戸町過疎地域持続的発展計画では、これら基本方針と実施方針を踏まえ、総合的かつ長期的な視点のもとで、既存施設の更新、統廃合、長寿命化などを行うこととしていることから、本計画に記載されたすべての公共施設等の整備は、「三戸町公共施設等総合管理計画」に適合しています。

## 第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### 1 現況と問題点

#### (1) 移住・定住

当町の人口は、昭和35年の17,332人から一貫して減少しており、平成27年の国勢調査では10,135人に減少し、41.5%減となっています。

社会減の主な要因は、当町の雇用環境（求人状況、給与水準等）が、東京圏や八戸市と比べると依然として厳しい状況が続いていることや、若者が進学・就職を契機に県外（東京圏等）や県内（八戸市・三戸郡）に数多く転出していることが挙げられます。

自然減の主な要因は、合計特殊出生率の低下による出生数の減少、高齢化の進行に伴う死亡数の増加などが挙げられます。

これらの状況を踏まえ、当町においては、移住定住を総合的に推進することとし、平成26年7月に「移住定住促進事業検討委員会」を設置しました。また、平成27年10月に「まち・ひと・しごと創生三戸町長期人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生三戸町総合戦略」を策定し、令和2年3月に「第2期まち・ひと・しごと創生三戸町総合戦略」及び「まち・ひと・しごと創生三戸町長期人口ビジョン～令和2年（2020年）改定版～」へ改定しました。

今後も、人口減少や少子化の進行をできる限り緩やかにするため、生活環境の整備や産業の振興と担い手育成、安心して子どもを産み育てる環境の整備等を図り、人口構造や世帯構造の変化がもたらすさまざまな課題へ対応していく必要があります。

#### (2) 地域間交流

当町の交流事業としては、国内では静岡県牧之原市と友好都市提携を結び、災害時等応援協定の締結や農林商工まつりへの参加等により相互交流を行っているほか、当町と歴史的なつながりが深い市町村とともに、「戸」のサミットの開催や令和・南部藩を組織するなどの交流事業を行っています。

また、自然回帰思考が都市住民の間で高まってきているなか、関東・関西からの高校生を中心とした農業体験修学旅行生の受入れを行い、農家の視野の拡大・意識改革につながっています。

今後は、友好都市との交流をさらに深めるほか、新たな交流による情報交換や農産物の直売などによる経済的効果を視野に入れた交流を進める必要があります。

一方、国外ではオーストラリア・ニューサウスウェールズ州タムワース市との姉妹都市提携を結び、両都市関係者、姉妹都市委員会等のイベント招待等のほか、視野の拡大と意識の向上や国際理解の醸成、英会話学習、異文化交流による自国文化の理解を目的とした中学生海外研修派遣事業により相互交流が行われています。

社会経済活動の国際化が進んだ現在、地方においても国際交流や国際協力の必要性が高まってきており、外国語指導助手の配置、姉妹都市との相互海外体験研修等により、国際的意識を持った青少年の育成や国際理解の向上に努め、世界に開かれたまちづくりを推進していく必要があります。

### (3) 人材育成

本格的な人口減少や超高齢化時代の到来により、産業の各分野における担い手不足や消費の低迷による地域経済の縮小、地域コミュニティの機能低下など、当町の社会経済に大きな影響を与えることが懸念されています。

当町においても、基幹産業である農業をはじめ、地域伝統文化など各方面にわたる担い手の確保等に課題が生じており、その対応は喫緊の課題となっています。

こうした現状を踏まえ、学校教育においては児童・生徒の確かな学力の育成を図るとともに町の特性・資源を生かした特色ある学校づくりを展開し、児童・生徒が地域に愛着や誇りを持つことで地域に若者が残る、または還流するような流れを醸成していく必要があります。

また、他分野においても、地域内外からの新しい視野を持った多様な人材の育成・確保に努める必要があります。

## 2 その対策

### (1) 移住・定住

当町が人口減少を克服していくためには、社会減対策及び自然減対策により、人口減少のスピードをできるだけ緩和していくことに加え、人口減少に対応した社会づくりを進めることが重要であり、第2期まち・ひと・しごと創生三戸町総合戦略に基づく取組を進めていきます。

社会減対策として、当町に在住する若者を町内に定着させるため、雇用や住居などの生活面における定住促進の取組を行うとともに、東京圏からの人材を当町に環流させるため、移住・U I J ターン促進の取組を行います。

また、自然減対策として、安心して結婚・出産・子育てができる環境づくりに向けて、結婚の希望をかなえる取組、切れ目のない子育て支援サービスによる少子化対策の取組を進めます。

### (2) 地域間交流

当町の豊かな自然環境や豊富な農業資源を生かし、友好都市との交流を進めるほか、グリーン・ツーリズムによる都市住民との関わりをさらに推進し、新たな交流による情報交換や農産物の直売などによる経済的効果を視野に入れた交流に取り組めます。

また、国際感覚豊かな人材の育成と国際理解を促進するため、小中一貫教育プログラムと合わせた外国語指導助手の配置・活用を図るとともに、姉妹都市との相互教育交流、海外体験研修受入機関との相互交流等を通じて、地域の国際意識の醸成や国際的なパートナーシップの構築を進めます。

### (3) 人材育成

学校教育においては、地域や家庭とともに子どもたちを育むことを念頭に置き、創意工夫と魅力にあふれた特色のある教育活動の展開に努めます。

また、対話による協働のまちづくりを推進するため、地域と学校が連携・協働し、地域を理解し誇りをもつ人材、将来地域を担う人材及び地域の課題解決に貢献できる人材を育成します。



| 目標取組           | 現状値（令和２年度） | 目標値（令和７年度） |
|----------------|------------|------------|
| 中学生海外派遣事業参加者数  | 10人        | 15人        |
| 町民ファシリテーター認定者数 | 0人         | 12人        |

### ３ 事業計画（令和３年度～令和７年度）

| 持続的発展<br>施策区分                   | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 移住・定住<br>・地域間交<br>流の促進、<br>人材育成 | 過疎地域持続的発展特別事業 |                                                                                                                                                                                                                                     |          |    |
|                                 | 地域間交流         | <p>外国語指導助手配置事業（語学指導事業）</p> <p>（事業内容）</p> <p>小中学校での英語指導を強化するため、外国語指導助手を配置します。</p> <p>（必要性）</p> <p>児童生徒の国際理解を促進し、国際感覚豊かな人材を育成する必要があります。</p> <p>（事業効果）</p> <p>外国語指導助手の配置により、児童生徒の英語に対する興味や関心、意欲の向上が図られるとともに、国際意識の醸成、国際交流の推進が図られます。</p> | 町        |    |
|                                 |               | <p>中学生海外研修派遣事業（語学指導事業）</p> <p>（事業内容）</p> <p>姉妹都市との教育交流のため、オーストラリアタムワース市へ生徒を派遣します。</p> <p>（必要性）</p> <p>生徒の国際理解を促進し、国際感覚豊かな人材を育成する必要があります。</p> <p>（事業効果）</p> <p>姉妹都市との交流を通じ、生徒の英語に対する興味や関心、意欲の向上が図られるとともに、国際意識の醸成、国際交流の推進が図られます。</p>  | 町        |    |

## 第3 産業の振興

### 1 現況と問題点

#### (1) 農林水産業

##### ア 農業

当町の農業は、盆地型気候の特性を生かし、米、りんご、葉たばこ、畜産を中心に発展してきました。近年は、おうとう、ぶどう等の特産果樹や夏秋トマト、花き、にんにく等の畑作の振興も図られており、これらを組み合わせた複合経営が盛んになっています。

しかしながら、近年の農業諸情勢の激しい変化により、産地間競争の激化や農業所得の減少といった問題のほか、農業従事者の高齢化、農業戸数の減少、後継者不足に伴う遊休農地の増大など多くの課題もあります。

平成27年農林業センサスによる農業の概況は、総農家数728戸、経営耕地総面積は1,592haとなっており、1戸当たりの耕地面積は2.19haで昭和60年と比較すると、17.4%増加しています。

また、経営形態をみると、専業農家318戸、兼業農家313戸となっており、昭和60年と比較すると、総農家数で521戸減少しています。

これらの課題を克服し、さらなる農業振興を図っていくためには、農業所得の向上のための対策が不可欠であり、中核的農業者の育成・確保や地域特性を生かした生産活動システムの確立、特産品の開発等の6次産業化の推進による三戸ブランドの確立などに取り組む必要があります。

農道については、延長約74kmの大部分が改良されていない状況にあります。このため、大型農業機械の導入、農作物の運搬に支障が生じるなど、さまざまな作業効率を低下させていることから、早急に改良整備を進める必要があります。

##### イ 林業

当町の森林面積は、9,734ha(国有林1,564ha、民有林8,170ha)で総面積の64.1%を占めており、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林地域、奥地の国有林地帯、さらには環境保全林まで多様性に富んだ構成になっています。

また、林業は、水源かん養機能をはじめとする、国土保全や災害防止などの多面的機能を有しており、生活にさまざまな恩恵をもたらしています。現在、町内における人工林の多くは伐採時期を迎えており、活発に伐採が行われているものの、木材価格低迷等を背景として、適切な管理がされていない森林も多く、荒廃森林の増加による森林機能の低下が懸念されています。

##### ウ 水産業

当町内には馬淵川の他、支流である熊原川などが流れ、古くから水産物のほか、川遊びや景観など多面的に町民に親しまれてきました。しかし、近年は護岸工事による景観の悪化や、下水処理の高度化に伴う処理水の消毒用塩素や凝集剤等による水質悪化により、内水面漁業の生産量は減少傾向にあります。

今後は、つくり・育てる漁業の構築を図るとともに、河川の水質改善のための取組を積極的に進め、環境保全、資源保護に努めていく必要があります。

## (2) 商工業

かつては商業の町として栄えた当町の中心街も、シャッターを閉じた空き店舗が目立つようになりました。その理由としては、マイカーの普及による都市部の大型量販店への買い物客の流出、量販店の町内進出、商業者の高齢化と後継者不足などが挙げられます。

町や商店街では、この現状を少しでも改善しようと、プレミアム商品券発行事業や商店街の活性化につながる商工業パワーアップ事業、三戸スタンプ会によるサンカードの発行、各種イベントなどを実施しています。しかしながら、かつてのにぎわいを取り戻すには至らず、活気は年々失われています。

工業は、かつて活発であった誘致企業の進出も、不況等のために新規の企業進出の動きは少なく、撤退や規模を縮小した企業もみられます。

町内の建設業や製造業などの事業所数は、緩やかな減少傾向にありながらも、おおむね現状を維持しています。

町内の事業所は町民の雇用の場でもあり、商工業の振興は若者の定住促進にも結びつくため、商店街を構成する商業者が商店街のにぎわいを取り戻す事業や、空き店舗の活用推進などにより、活発な経済活動を取り戻す必要があります。

また、個々の産業にとらわれず、農業・商業・工業が連携することで、地産地消の促進を図り、これまでにない新たな産品を開発するなど、既成概念から脱却した新たな産業の振興にも積極的に取り組んでいく必要があります。

## (3) 観光及びレクリエーション

当町の観光資源は、「三戸城跡城山公園（さんのへ春まつり）」をはじめ、「さんのへ夏まつり」「さんのへ秋まつり」「元祖まける日」などが挙げられます。このほかにも、「奥州街道（駕籠立場）」「関根の松」「南部家にまつわる文化財」「会津三碑」など、観光資源は豊富にありますが、それらを十分に生かしているとはいえない状況です。

近年は「田舎である」「歴史がある」「自然がある」「おいしいものがある」などの環境が観光の条件として重視され、団体旅行から個人旅行へと変化しています。また、農村での生活体験であるグリーン・ツーリズムが観光産業として定着していることから、当町の環境は観光産業に対して決して不利とはいえません。

これからは豊富に広がる農園、中心市街地での食、各観光地を効果的に結びつけたルート開発及び、春夏秋冬いつ来ても魅力ある町にするために、農業や商業と連携した多様な観光産業を振興していく必要があります。

また、当町だけで完結するのではなく、三戸南部氏ゆかりの地として結びつきの深い周辺町村とも連携し、広域的な観光開発を行うことで、相乗効果につなげる必要があります。

さらに、PR活動の充実、案内標識などの整備を推進するとともに、町民の「おもてなしのこころ」の醸成に努めていく必要があります。

## 2 その対策

### (1) 農林水産業

#### ア 農業

認定農業者や集落営農組織など、高度な技術と優れた経営感覚を有する担い手の確保と育成・強化を図ります。また、将来の町の農業を担う新規就農者の発掘・育成を図り、農業経営の活性化に努めるとともに、優良農地の確保・集積による土地の保全と有効利用、生産基盤の整備を推進します。

併せて、作業受委託体制の整備、環境に優しい農業の促進、地産地消や農産物の三戸ブランドの確立及び販売体制の整備など地域農業の振興に努めます。

#### ① 農業を支える人づくり

人・農地プランに係るアンケート調査と集落座談会により、今後の中心となる担い手、将来的な担い手候補となる若手農業者や就農予定者の把握を行います。把握した農業者への研修・講習会等のソフト事業と省力化機械導入等のハード事業の実施により、農業者の育成を図るとともに、新規就農者経営確立に向けたサポートを行い、農業者の確保と若返りを図ります。

また、集落ごとの農業経営の実態に即して、農家単位での経営規模拡大、法人化、集落単位での営農組織化などの各タイプへ誘導し、町全体の農業生産の維持発展を図ります。

#### ② 農業経営基盤の整備

水稻、畑作、果樹、畜産の各分野でロボット技術やICTを活用したスマート農業を導入することで、労働力の省力化と高品質生産を図ります。

また、農業所得の向上と特産品開発の推進のため、農産物加工センターの整備に着手します。

農道については、基幹産業である農業の振興を図るうえで重要な基盤であることから、県営事業を有効に活用し、整備を促進します。

#### ③ 農地集積と遊休農地対策

地域が抱える問題を農地所有者・耕作者に対する意向調査や地域の話し合いによって把握・共有し、この話し合いに基づき、地域の守るべき農地を明確化するとともに、農地の利用関係を調整することで、農地利用の最適化・集積化を進めていきます。

#### イ 林業

森林の多面的機能を維持し、管理コストに見合った森林経営・管理へと誘導を図るために、森林の区域ごとに方針を定めるとともに、経営管理が不十分である人工林については、意欲と能力のある林業経営者への集積・集約化に取り組みます。

#### ウ 水産業

内水面漁業については、アユ・ヤマメ・イワナなどの稚魚の放流といったつく

り・育てる漁業の構築を図るとともに、周辺の自然環境の保全に努めます。

## **(2) 商工業**

### **ア 商業者自らの手によるにぎわい回復**

商店街を構成する商業者が、互いに連携して知恵を持ち寄り、商店街のにぎわいを取り戻す事業やアイデアを積極的に支援します。

### **イ 空き店舗の積極的な活用**

増えている空き店舗を、新規に商売を始めたいと考えている人や、まちづくりの拠点として使いたいと考えている人へスムーズに紹介できるよう、商工会等と連携しながらその活用を図ります。

### **ウ 新たな産業の創出**

これまでの既存の産業の枠にとらわれず、農業、商業、工業、観光などを組み合わせた産業を創出することで、町の商工業に元気、やる気を取り戻します。

### **エ 地場産業の育成と若者の定住促進**

次世代を担う若者が町へ定住できるよう、既存の地場産業を育成するとともに、新産業や町へ進出したい企業がスムーズに開業できるよう、産業の育成を支援します。

## **(3) 観光及びレクリエーション**

### **ア 四季をとoshした通年観光の開発と推進**

春まつり、秋まつりなど、現在の当町の観光は、イベント期間に集中しています。春夏秋冬いつ来ても魅力ある町にするため、城山公園の整備を図るとともに、「11ぴきのねこ」を生かした多様な観光の開発と推進を図ります。

### **イ グリーン・ツーリズムのさらなる振興**

現在春から秋にかけて、首都圏や近畿地方から修学旅行生が町の農家に宿泊し、農業体験を行うグリーン・ツーリズムが盛んに行われています。このグリーン・ツーリズムを子供たちだけでなく、一般の観光客も対象とすることで交流人口を増やし、農業と観光の振興を図ります。

### **ウ 広域観光の推進**

当町で完結する観光のほか、八戸地域連携中枢都市圏構成市町村と連携することで、市町村の枠にとられない広い地域を周遊する観光ルートを開発し、観光のより一層の推進を図ります。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

| 目標取組             | 現状値（令和２年度） | 目標値（令和７年度） |
|------------------|------------|------------|
| 人農地プランにおける中心経営体数 | 302経営体     | 336経営体     |
| 新規創業者数           | ０人         | ５人         |

### ３ 事業計画（令和３年度～令和７年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名）        | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                              | 事業<br>主体                                         | 備考 |
|---------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----|
| 産業の振興         | (1) 基盤整備<br>農業      | 中山間地域総合整備事業（負担金）<br>・ 農業用排水（杉沢、大平、上村中地区）<br>・ 農業集落排水（杉沢地区）（負担金）<br>・ 農道（小中島、湯出川原、梅内地区）（負担金）<br>・ 農業集落道（清座久保荒田、留ヶ崎、駒木地区）（負担金）<br>農村地域防災減災事業<br>・ 防災ダム整備事業（夏坂ダム）（負担金）<br>・ 防災ダム整備事業（花木ダム）（負担金）<br>農業用河川工作物応急対策事業<br>・ 頭首工（沢田地区）<br>ため池等整備事業<br>・ 農業用排水（同心町地区）<br>果樹生産省力化設備整備事業（補助金） | 県<br>県<br>県<br>県<br>県<br>県<br>県<br>県<br>県<br>団体等 |    |
|               | (4) 地場産業の振興<br>加工施設 | 農産物加工センター整備事業                                                                                                                                                                                                                                                                     | 町                                                |    |
|               | (7) 商業<br>その他       | プレミアム商品券発行事業                                                                                                                                                                                                                                                                      | 団体等                                              |    |
|               | (9) 観光又はレクリエーション    | 中山間地域総合整備事業（負担金）<br>・ 交流基盤施設整備（駒木地区）<br>観光推進事業<br>さんのへ夏まつり事業<br>三戸名物元祖まける日事業<br>11ぴきのねこを活用したまちづくり事業                                                                                                                                                                               | 県・町<br>団体等<br>団体等<br>団体等<br>町                    |    |
|               | 過疎地域持続的発展特別事業       |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                  |    |
|               | 商工業・６次産業化           | 商品宅配サービス事業（商工振興                                                                                                                                                                                                                                                                   | 町                                                |    |
|               |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                  |    |
|               |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                  |    |
|               |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                  |    |
|               |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                  |    |

|  |  |                                                                                                                                                                                                               |     |  |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|  |  | <p>事業)</p> <p>(事業内容)</p> <p>高齢者等の生活支援のため、高齢者等から注文を受け、町内事業者の商品を自宅まで配達します。</p> <p>(必要性)</p> <p>食料品等の買い物が困難な高齢者等の在宅生活を支援する必要があります。</p> <p>(事業効果)</p> <p>日常生活における利便性の向上により、高齢者等の在宅生活の継続、町内事業者の活性化が図られます。</p>      |     |  |
|  |  | <p>商店街にぎわいづくり事業（商工振興事業）</p> <p>(事業内容)</p> <p>商店街振興のため、100円商店街、達人工房等の事業を支援します。</p> <p>(必要性)</p> <p>商店街への誘客を促進し、商店街を中心とした地域経済を活性化する必要があります。</p> <p>(事業効果)</p> <p>町内事業所の所得の向上が図られるとともに、商店街の活性化、賑わいづくりが図られます。</p> | 団体等 |  |

#### 4 産業振興促進事項

##### (1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種                          | 計画期間                    | 備考 |
|----------|-----------------------------|-------------------------|----|
| 三戸町全域    | 製造業、農林水産物等販売業、旅館業又は情報サービス業等 | 令和3年4月1日から<br>令和8年3月31日 |    |

##### (2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記対策、事業計画のとおりです。また、これらの産業振興施策の実施については青森県及び近隣市町村との連携に努めます。

## 5 公共施設等総合管理計画等との整合

三戸町公共施設総合管理計画では、施設類型ごとの方針について、以下のように記載されています。

### ○農林業関連施設

今後の各産業従事者数や産業振興施策の動向を踏まえ、各施設の中長期的な活用の方  
向性等について検討を行います。

運営を継続する施設については、老朽化状況や利用状況、費用対効果を踏まえて、  
改修、改築、他の施設との複合化や集約化等の方向性を検討していきます。また、中  
長期的な財政負担の軽減を図るため、長寿命化対策や改修等の実施に努めます。産業  
環境の変化により、町が運営していく必要性が無くなった施設については、廃止等を  
含めて検討を行います。

関連する商業観光系施設（道の駅さんのへ、S A N ・ S U N産直ひろば）等との連  
携を図り、産業基盤の充実に努めるとともに、民間事業者との連携を推進し、官民連  
携の手法を活用しながら、質の高いサービスの提供に努めます。

### ○商業観光関連施設

今後の各産業従事者数や産業振興施策の動向を踏まえ、各施設の中長期的な活用の方  
向性等について検討を行います。

運営を継続する施設については、老朽化状況や利用状況、費用対効果を踏まえて、  
改修、改築、他の施設との複合化や集約化等の方向性を検討していきます。また、中  
長期的な財政負担の軽減を図るため、長寿命化対策や改修等の実施に努めます。産業  
環境の変化により、町が運営していく必要性が無くなった施設については、廃止等を  
含めて検討を行います。

パークゴルフ場や、農産物加工施設との連携を図り、産業基盤の充実に努めるとと  
もに、民間事業者との連携を推進し、官民連携の手法を活用しながら、質の高いサー  
ビスの提供に努めます。

本計画においても、長寿命化や集約化を行うこととしており、三戸町公共施設等総  
合管理計画と整合しています。



## 第4 地域における情報化

### 1 現況と問題点

平成25年に光ファイバーケーブルの整備に着手し、町内ほぼ全域が超高速ブロードバンドの利用可能な環境となりました。

当町は中山間地域に小規模集落が点在しているという地理的要因から、テレビ放送の難視地域が存在しています。平成24年度から平成25年度に実施した、無線システム普及支援事業において、地上デジタル放送の難視聴地域解消のため共同受信設備を整備しましたが、放送設備等の耐用年数を迎えることから、機器更新が必要となっています。

防災対策においては、東日本大震災を背景とした安全・安心な生活確保への強いニーズにより、防災行政用無線の設置・整備を進めてきました。しかしながら、大雨被害や地震などの自然災害が全国的に多発しており、全ての住民だけでなく、来町している観光客に対しても、より有効で適切な情報を発信するための対策が必要です。

### 2 その対策

耐用年数を迎える放送設備等については、年次計画により整備を図ります。

災害に強いまちづくりを目指し、防災行政用無線の整備を行い、防災体制の情報化を推進します。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

### 3 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)                                  | 事業内容          | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------------------------------|---------------|----------|----|
| 地域における<br>情報化 | (1)電気通信施設等<br>情報化のための施設                       | 防災行政無線改修事業    | 町        |    |
|               | 防災行政用無線<br>施設<br>テレビジョン放<br>送等難視聴解消<br>のための施設 | ケーブルテレビ設備更新事業 | 町        |    |

### 4 公共施設等総合管理計画等との整合

三戸町公共施設総合管理計画では、施設類型ごとの方針について、以下のように記載されています。

#### ○その他土木系公共施設

人口減少に伴う将来需要や社会情勢を踏まえ、将来の機能維持に関する方向性を検討します。構造や設備の改修、更新により、安定した施設稼働に努めるとともに、中長期的な財政負担の軽減を図るため、計画的な長寿命化対策や改修の実施に努めます。

機能維持のため、適切な点検・診断、維持管理の実施に努めるほか、予防保全型維

持管理を推進し、維持管理費の低減を図ります。大規模な機器や高額な機器については、計画的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの低減を図ります。

本計画においても、長寿命化や集約化を行うこととしており、三戸町公共施設等総合管理計画と整合しています。

## 第5 交通施設の整備、交通手段の確保

### 1 現況と問題点

#### (1) 市町村道

町民の生活を支える重要な社会資本である道路とその交通網は、地域の産業や経済活動、人的交流の発展に大きく寄与しています。

当町と近隣市町村とを結ぶ国道、県道等の主要幹線道路や、多くの町道等の町民に身近な生活道路において、道路改良事業や交通安全対策事業が継続的に実施されており、狭あい道路の解消や見通しの確保等、道路利用者の利便性、安全性の向上につながっています。

一方で、町道の整備状況は令和元年度末現在で改良率45.5%、舗装率45.9%と県平均を下回っている状況であるほか、高度成長期に整備された道路、橋梁等の多くは築造後50年を経過するなど、一斉に更新時期を迎えています。

今後は、未改良区間の整備とともに、老朽化する道路、橋梁の長寿命化を図り、健全な道路網の維持に向けた計画的な整備が必要となります。

また、冬期間においては、町直営と民間委託による除排雪を行っていますが、さらなる除排雪体制の効率化と充実を図るため、除雪体制の整備を図る必要があります。

#### (2) 交通確保対策

当町の公共交通機関は、民間事業者の広域路線バス、町のコミュニティバス、鉄道（青い森鉄道）があり、地域住民の生活交通路線として運行されています。このほか、バス路線から離れているなど公共交通機関を利用しづらい地域において、バスに代わる交通手段として、令和3年度からデマンドタクシーの運行を開始しており、地域住民の買い物、通院等に利用されています。

しかしながら、自家用自動車の普及、人口減少による利用者数の減少により、採算性の問題等、公共交通機関を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にあります。

利用者数は減少傾向にありますが、今後高齢化が進み、車を運転できない高齢者等、交通弱者が増えていくことが予想される社会状況の中においては、将来の生活交通路線の維持は重要な課題となっています。

## 2 その対策

#### (1) 市町村道

道路については、現代社会において最も重要な基盤の一つと考えられ、今後も計画的に整備を進めていきます。更新時期を迎えた道路や橋梁は、近い将来、更新などに要する費用が膨大になることから、老朽化する道路及び橋梁の長寿命化に向けた適正な維持管理・点検等を実施し、住民の安全・安心の確保を図ります。

また、冬期間における住民の安全な通行の確保と交通利便性の向上を図るため、計画的な除雪に努めるとともに、除雪体制の整備を促進します。

#### (2) 交通確保対策

民間事業者の広域路線バスへの補助金の交付及びコミュニティバスの運行により、公共交通機関の運行維持を図ります。

公共交通機関を利用しづらい地域においては、デマンドタクシーを運行し、交通不便地域を解消するとともに、交通弱者対策と住民の利便性の向上に努めます。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

| 目標取組                | 現状値(令和2年度) | 目標値(令和7年度) |
|---------------------|------------|------------|
| 橋梁長寿命化修繕計画対応率       | 17.2%      | 31.0%      |
| コミュニティバス利用者数(有料利用者) | 24,763人    | 25,000人    |

### 3 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分           | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容                                     | 事業<br>主体 | 備考 |
|-------------------------|---------------|------------------------------------------|----------|----|
| 交通施設の<br>整備、交通<br>手段の確保 | (1)市町村道<br>道路 | 関根1号線道路改良舗装事業<br>(L=90m, W=6.0m)         | 町        |    |
|                         |               | 沼ノ久保差ヶ久保2号線道路改良<br>舗装事業 (L=250m, W=4.0m) | 町        |    |
|                         |               | 清水田一ノ渡線道路改良舗装事業<br>(L=1,500m, W=3.5m)    | 町        |    |
|                         |               | 下田新井田線崩落防止対策事業<br>(L=100m, H=15m)        | 町        |    |
|                         |               | 八百平線道路改良舗装事業<br>(L=160m, W=6.0m)         | 町        |    |
|                         |               | 境沢線道路改良舗装事業<br>(L=100m, W=4.0m)          | 町        |    |
|                         |               | 大明神線道路簡易舗装事業<br>(L=200m, W=3.5m)         | 町        |    |
|                         |               | 梅内雷平地区法定外道路簡易舗装<br>事業 (L=200m, W=4.0m)   | 町        |    |
|                         |               | 東張渡地区法定外道路簡易舗装事<br>業 (L=400m, W=3.5m)    | 町        |    |
|                         |               | 中平1号線冬期路面对策事業<br>(遠赤外線ヒーター)              | 町        |    |
|                         |               | 椈ノ木松山線道路簡易舗装事業<br>(L=150m, W=3.5m)       | 町        |    |
|                         |               | 葉ノ木谷地線道路改良舗装事業<br>(L=540m, W=3.5m)       | 町        |    |
|                         |               | 下道2号線道路改良事業<br>(L=210m)                  | 町        |    |
|                         |               | 関根川原地区道路改良舗装事業<br>(L=90m, W=4.0m)        | 町        |    |

|                                               |   |
|-----------------------------------------------|---|
| 柳沢 1 号線道路改良舗装事業<br>(L=860m, W=2.5m)           | 町 |
| 箸木山地区道路改良舗装事業<br>(L=200m, W=3.0m)             | 町 |
| 貝守徳宮線道路改良舗装事業<br>(L=250m, W=3.5m)             | 町 |
| 滝ノ又毒久保線道路改良舗装事業<br>(L=300m, W=4.0m)           | 町 |
| 蜂ヶ崎長坂線道路改良舗装事業<br>(L=350m, W=3.5m)            | 町 |
| 中村大久保線道路改良舗装事業<br>(L=350m, W=3.5m)            | 町 |
| 貝守佐山線道路改良舗装事業<br>(L=50m, W=4.5m)              | 町 |
| 茶屋場線道路改良舗装事業<br>(L=300m, W=3.5m)              | 町 |
| 八百平境沢線道路改良舗装事業<br>(L=400m, W=4.0m)            | 町 |
| 関根川原 4 号線道路改良舗装事業<br>(L=220m, W=4.0m)         | 町 |
| 鬢田梅内線道路改良舗装事業<br>(L=400m, W=3.5m)             | 町 |
| 鬢田 3 号線道路改良舗装事業<br>(L=270m, W=6.0m)           | 町 |
| 権現林 1 号線道路改良舗装事業<br>(L=520m, W=4.5m)          | 町 |
| 繫線道路改良舗装事業<br>(L=200m, W=4.0m)                | 町 |
| 繫線法面整備事業<br>(L=220m, A=10,000m <sup>2</sup> ) | 町 |
| 元木平 1 号線道路改良舗装事業<br>(L=172m, W=4.0m)          | 町 |
| 村中上野平線道路改良舗装事業<br>(L=322m, W=4.0m)            | 町 |
| 檜館線道路改良舗装事業<br>(L=50m, W=4.0m)                | 町 |
| 田畑高間館線道路改良舗装事業<br>(L=50m, W=3.5m)             | 町 |
| 団子坂線道路改良舗装事業<br>(L=40m, W=5.5m)               | 町 |
| 中堤熊原川線道路施設改良事業<br>(L=150m)                    | 町 |
| 木戸口線道路改良舗装事業                                  | 町 |

|               |      |                                                                                                                                                                       |     |  |
|---------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|               | 橋りょう | (L=322m, W=4.0m)<br>町道舗装補修事業                                                                                                                                          | 町   |  |
|               | その他  | 橋りょう補修事業                                                                                                                                                              | 町   |  |
|               |      | 清水田地区水路改良事業<br>(L=400m, W=3.5m)                                                                                                                                       | 町   |  |
|               |      | 豊川地区側溝改修事業<br>(L=210m, W=3.0m)                                                                                                                                        | 町   |  |
| (8)道路整備機械等    |      | 馬喰町金堀線側溝改修事業<br>(L=150m, W=4.0m)                                                                                                                                      | 町   |  |
|               |      | 除雪機械整備事業                                                                                                                                                              | 町   |  |
| 過疎地域持続的発展特別事業 |      |                                                                                                                                                                       |     |  |
| 公共交通          |      | コミュニティバス運行事業<br>(事業内容)<br>交通不便地域、交通空白地帯の解消を図るため、コミュニティバスを運行します。<br>(必要性)<br>町民の通院、通学等の日常生活における移動手段を確保する必要があります。<br>(事業効果)<br>安定した公共交通により、日常生活における利便性の向上が図られます。        | 町   |  |
|               |      | デマンドタクシー運行事業<br>(事業内容)<br>公共交通を利用しづらい地域において、バスに代わる交通手段として乗合タクシーを運行します。<br>(必要性)<br>町民の通院、通学等の日常生活における移動手段を確保する必要があります。<br>(事業効果)<br>安定した公共交通により、日常生活における利便性の向上が図られます。 | 町   |  |
|               |      | 路線バス維持費補助金<br>(事業内容)<br>赤字路線を維持するため、バス事業者へ補助金を交付します。<br>(必要性)<br>町民の通院、通学等の日常生活に                                                                                      | 団体等 |  |

|  |        |                                                                                                                                                                                                                |   |  |
|--|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--|
|  |        | <p>における移動手段を確保する必要があります。</p> <p>（事業効果）</p> <p>安定した公共交通により、日常生活における利便性の向上が図られます。</p>                                                                                                                            |   |  |
|  | 公共施設維持 | <p>道路施設定期点検事業</p> <p>（事業内容）</p> <p>道路等損傷状況を把握するため、道路管理施設（舗装・橋梁・附属物等）を点検します。</p> <p>（必要性）</p> <p>道路利用者の安全を確保するため、計画的に道路等の維持管理をする必要があります。</p> <p>（事業効果）</p> <p>道路利用者の安全を確保するとともに、道路等の長寿命化と修繕に要する経費の縮減が図られます。</p> | 町 |  |

#### 4 公共施設等総合管理計画等との整合

三戸町公共施設総合管理計画では、施設類型ごとの方針について、以下のように記載されています。

##### ○道路

日常点検や住民からの通報等により、不良箇所等の早期発見と早期の改修に努め、舗装や街灯の機能維持と安全性の確保を実現します。日常点検や維持管理にあたっては、路面性状調査及び道路ストック総点検の結果を反映させ、計画的かつ効率的な維持管理に努めます。

適切な点検・診断、維持管理の実施に努めるほか、予防保全型維持管理を推進し、維持管理費の低減を図ります。

##### ○橋梁

日常点検や住民からの通報等により、不良箇所等の早期発見と早期の改修に努め、橋梁の機能維持と安全性の確保を実現します。

橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な橋梁の改修を推進し、ライフサイクルコストの低減と橋梁の機能維持を図ります。

定期点検とともに、長寿命化計画の定期的な更新を実施します。

本計画においても、長寿命化や集約化を行うこととしており、三戸町公共施設等総合管理計画と整合しています。

## 第6 生活環境の整備

### 1 現況と問題点

#### (1) 水道施設

当町の水道事業は、八戸圏域水道企業団による上水道事業と当町で行っている簡易水道事業の2事業により安定的に供給されています。簡易水道事業は平成22年度に袴田簡易水道の通水を行い、平成27年度には5簡易水道・2小規模水道を統合し、三戸町簡易水道事業として供給を行っています。

しかしながら、八戸圏域水道企業団の給水区域では、事故による断水の際には広範囲かつ長期的になることが予想されます。また、町が管理している簡易水道では、施設の老朽化が進んでおり、今後、長期的に安定した水道水を供給するためには施設の更新が急務となっています。

#### (2) 下水処理施設

当町の下水処理施設の整備は、町中心部を公共下水道事業により、周辺区域については合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置型）により進めていますが、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及率は51.1%と、その整備は十分ではありません。

豊かな自然環境と当町の基幹産業である農業の環境保護のため、また、快適な生活環境の創造のため、下水処理施設の整備を継続して進めていく必要があります。

また、一部供用開始となっている公共下水道については、事業の効率的な運営のため、加入の促進と適切な維持管理を図る必要があります。

#### (3) ごみ、し尿処理施設

当町の家庭ごみ収集は、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみのほか、資源ごみとして古紙、びん、ペットボトルの回収を行い、三戸地区環境整備事務組合において共同処理を行っています。また、し尿についても三戸地区環境整備事務組合において共同処理を行っており、安定した処理体制を維持するため、適正な管理・運営・整備を行っていく必要があります。

当町の「1人1日当たりのごみ排出量」は令和元年度において1,027gと青森県内40市町村中12番目に多い排出量となっています。また、当町のリサイクル率は14.7%と全国平均と比較して低い水準にあり、地球環境保護の観点からも、ごみ排出量の抑制、資源のリサイクルを進めていく必要があります。

#### (4) 火葬場

当町の葬祭業務は、三戸地区環境整備事務組合において行っています。施設の老朽化等により、令和元年度より新施設の建設に着手し、令和3年度をもって事業が完了する見込みとなっています。

#### (5) 消防・救急施設

当町の消防体制は、常備消防として八戸地域広域市町村圏事務組合三戸消防署が設置され、非常備消防として消防団が組織されています。特に消防団は、火災、自然災害等において重要な役割を果たしています。

今後、常備消防については、消防力や救急体制の強化・充実に向けて、装備の計



画的な整備や職員の資質の向上に取り組んでいくことが必要となっています。

また、消防団については、少子高齢化、就業構造の変化等により団員が減少し、新規団員の確保が困難になる等の問題点を抱えています。災害支援団員制度の導入により、団員の減少や昼間可動人員減少の一時的な歯止めとなったものの、根本的な問題解決には至っていないのが現状であり、消防団の組織の再編及び強化を検討する必要があります。

消防施設については、消火栓、防火水槽等の整備を進めていますが、円滑な消防活動の確保を図るためには、さらに、計画的な整備を進めていくことが必要です。

当町の防災体制については、三戸町地域防災計画に基づき、多種多様な災害による人的被害、経済被害を軽減し、町民の安全・安心を確保するため、町民、各種団体、行政等の関係機関連携に取り組んでいます。今後、災害応急対策を確立するとともに、住民の自主防災体制の充実、自然災害対策の強化、防災連絡システムの強化等を進めていく必要があります。

## **(6) 公営住宅**

当町の町営住宅の多くは、高度成長期にあった昭和30年代に建設され、管理戸数の約9割に上る177戸が耐用年数を超過しています。今後の整備の方針としては、長寿命化や集約化が考えられますが、当町としては、人口推移や住宅需要、財政状況を勘案し、真に必要な範囲において、適切に整備を進める必要があると考えています。また、屋内外の段差の解消や手摺りの設置など、高齢者や障がいのある方等が安心して暮らせる住環境整備への取り組みも不可欠です。

## **2 その対策**

### **(1) 水道施設**

水道は、住民生活や産業活動に必要不可欠な基礎的社会基盤であり、老朽化している簡易水道施設の計画的な更新や、水質監視態勢の強化に努めます。また、災害及び事故等の緊急時において、水道施設が機能するように八戸圏域水道企業団等との相互協力を図ります。

### **(2) 下水処理施設**

豊かな自然環境と当町の基幹産業である農業の環境保護及び、快適な生活環境の創造のため、下水処理施設の整備を継続して進めます。

公共下水道については、計画区域内において人口集中地区や整備希望の高い地区を優先し、効率的な整備を進めます。また、公共下水道の計画区域外においては、合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置型）を進めます。

また、公共下水道については、事業の効率的な運営を図るため、適切な運転管理と定期的な点検により施設の長寿命化を図るとともに、加入促進による接続率の向上により安定した経営を目指します。

### **(3) ごみ、し尿処理施設**

三戸地区環境整備事務組合のごみ・し尿処理施設については、安定した処理体制を維持するため、適正な管理・運営・整備を実施します。

また、ごみ減量と循環型社会を目指し、学校、職場、家庭、地域においてリデュース（ごみ減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再生）の3R運動を実践していきます。その一環として、町内会や老人クラブ等の団体による資源ごみ集団回収活動を支援していきます。

#### （４） 火葬場

三戸地区環境整備事務組合において、適正な管理・運営・整備を実施します。

#### （５） 消防・救急施設

住民一人ひとりが安心して暮らせるよう、地域防災計画に基づき情報収集、連絡体制、生活支援対策等の強化に努めます。

また、自主防災組織の結成促進、育成強化を行い、住民の防火意識の高揚を図り、家庭や事業所における予防体制の強化を促進します。併せて、効果的な消防活動の確保を図るため、常備消防及び消防団の装備の充実や地域の実情に応じた消防水利施設の整備を計画的に進めます。

地域防災の要となる消防団については、教育、訓練を充実させ団員の資質向上を図ります。また、団員の確保については、地元企業を含め地域ぐるみでの取り組みを推進し、入団促進に努めます。

#### （６） 公営住宅

三戸町公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存住宅の建替、改修、維持修繕等により町営住宅の長寿命化を図ります。

町営住宅の整備にあたっては、住宅需要やこれから求められる住環境を適切に反映し、定住の促進や魅力あるまちづくりに効果が発揮されるよう、計画的に整備を進めます。特に、高齢者や障がいのある方等への配慮としてバリアフリー化を推進するとともに、福祉施設、医療機関、地域等との連携により、住み慣れた町で安心して生活できる居住環境の整備に努めます。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

| 目標取組         | 現状値(令和2年度) | 目標値(令和7年度) |
|--------------|------------|------------|
| 下水道処理人口普及率   | 43.1%      | 66.8%      |
| 1人1日当たりごみ排出量 | 1,027 g    | 991 g      |
| 消防団員数        | 437人       | 470人       |

### 3 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)       | 事業内容                 | 事業<br>主体 | 備考  |
|---------------|--------------------|----------------------|----------|-----|
| 生活環境の<br>整備   | (2)下水処理施設<br>公共下水道 | 管渠施設整備事業<br>管渠施設点検事業 | 町<br>町   | ソフト |

|  |             |              |     |     |
|--|-------------|--------------|-----|-----|
|  | その他         | 浄化槽設置事業      | 団体等 |     |
|  | (3) 廃棄物処理施設 |              |     |     |
|  | ごみ処理施設      | ごみ処理施設負担金    | 組合  |     |
|  | し尿処理施設      | し尿処理施設負担金    | 組合  |     |
|  | (4) 火葬場     | 葬祭場負担金       | 組合  |     |
|  | (5) 消防施設    | 消防ポンプ自動車整備事業 | 町   |     |
|  |             | 消防拠点屯所新築事業   | 町   |     |
|  | (6) 公営住宅    | 公営住宅等整備事業    | 町   | 非充当 |

#### 4 公共施設等総合管理計画等との整合

三戸町公共施設総合管理計画では、施設類型ごとの方針について、以下のように記載されています。

##### ○消防施設

町全体の防火・防災活動の充実を図るため、消防団の編成に合わせた施設配置を検討します。

老朽化状況や費用対効果を踏まえて、計画的な施設の改修、改築を検討していきます。改修にあたっては、中長期的な財政負担の軽減を図るため、計画的な長寿命化対策や改修の実施に努めます。

##### ○町営住宅

人口減少に伴う将来需要や社会情勢を踏まえ、団地の集約化や町営住宅戸数等の将来の方向性を検討します。また、質の高いサービスの提供のため、官民連携手法の活用を検討します。

比較的建設年度の新しい団地については、中長期的な財政負担の軽減を図るため、計画的な長寿命化対策や改修等の実施に努めます。

##### ○下水道

日常点検や住民からの通報等により、不良箇所等の早期発見と早期の改修に努め、下水道の機能維持を図ります。機能維持のため、適切な点検・診断、維持管理の実施に努めるほか、予防保全型維持管理を推進し、維持管理費の低減を図ります。設備の改修や更新により、安定した施設稼働に努めます。

将来に向けた下水道経営の健全化の推進のため、下水道ストックマネジメント基本計画の作成を推進するとともに、下水道事業地方公営企業法適用の調査・情報収集を進めます。

下水道経営の健全性を確保し、持続性のある下水道運営を目指します。

本計画においても、長寿命化や集約化を行うこととしており、三戸町公共施設等総合管理計画と整合しています。

## 第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### 1 現況と問題点

#### (1) 児童の保健及び福祉

急速に進行する少子化や核家族化、女性の社会進出による共働き家庭の増加等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、当町では、子育て世代が希望を持ち、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、保育料の軽減や医療費の助成、子育てサポート祝金などの経済的支援や、親子が気軽に集まって仲間づくりができる親子交流広場の開設をしてきました。

今後も地域における子育て支援サービスへのニーズはますます多様化することが予想されます。子どもの心身の健やかな成長のため、妊娠・出産期から乳幼児期、青年期に至るまでの切れ目のない子育て支援サービスの提供や、子育てに対する不安や負担を感じる保護者をサポートする相談体制の強化など、きめ細やかな支援をしていくことが必要となっています。

#### (2) 高齢者の保健及び福祉

当町の高齢化率は40%を超え、2.5人に1人が高齢者という超高齢化社会を迎えています。高齢者数の増加により、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者や要介護認定者が、今後ますます増加することが見込まれる中、高齢者を地域全体で支える仕組みの構築が課題となっています。

高齢者が住み慣れた地域で元気にいきいきと暮らすためには、自らの健康に関心を持ち、自らの意志で健康づくりや介護予防に取り組むことが必要です。また、高齢者一人ひとりが社会に支えられるだけでなく、地域を支える担い手としてさまざまな活動に積極的に参加し、社会に貢献することが、生きがい創出や介護予防につながります。

#### (3) その他の保健及び福祉

##### ア 障がい者福祉

平成25年（2013年）4月、「障がい者総合支援法」が施行され、障がいのある方が住み慣れた地域で必要な支援を受けられることや、社会参加の機会の確保、保障されるべき権利が明確にされたほか、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会を目指す方向性が示されました。

近年、当町における障がいのある方は増加傾向にあり、人口減少に伴い、全体に占める割合も増加しています。

障がいのある方もない方も、安心して暮らすことができる地域社会を目指した仕組みづくりが急務となっています。

##### イ 保健・健康づくり

糖尿病などの生活習慣病が健康課題となっています。また、健康に影響を及ぼすストレスを感じている人の割合が、国や青森県の平均値と比較して高い状況にあります。

当町では、平均寿命を延ばすだけではなく、「健康寿命の延伸」を目指し、各ライフステージの課題に対応した「からだ」や「こころ」の健康づくり事業に取り組んでいます。

今後も、定期的な各種健（検）診の受診のほか、食生活の改善や運動による生活習慣の見直しなど、町民一人ひとりが自らの健康に関する意識を高め、子どもから大人までが健康づくりに取り組める環境づくりを進める必要があります。

## **2 その対策**

### **（１） 児童の保健及び福祉**

子育てと仕事の両立を支援するため、延長保育や一時預かり、放課後児童クラブ、病後児保育等、多様なニーズに応じたサービスの充実を図ります。

また、子育て中の親子が気軽に集まり、交流をしながら、共に子育てをする喜びを感じることができるように子育て支援拠点の充実を図ります。

さらに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料の軽減、子ども医療費の助成等を継続して実施していきます。

### **（２） 高齢者の保健及び福祉**

今後、高齢者数の増加が見込まれることから、元気な高齢者が地域社会の中で豊富な知識や経験、能力を生かし、地域活動に積極的に参加できる環境の整備を進め、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう各種事業を推進します。

また、高齢者ができるだけ要支援・要介護状態にならないよう、介護予防事業を継続して実施するとともに、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために必要な生活支援サービスの提供に努めます。

### **（３） その他の保健及び福祉**

#### **ア 障がい者福祉**

一人ひとりのニーズに対応したサービスが受けられるよう、障がいのある方やその家族からの相談に迅速かつ的確に対応できる体制づくりを進めます。

また、障がいのある方に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、社会との交流促進を図るとともに、自立した生活を支援する施設として、地域活動支援センターの機能の充実と強化を進めます。

#### **イ 保健・健康づくり**

町民一人ひとりが健康的な生活習慣を確立できるよう、関係機関と連携しながら、町民の主体的な健康づくりを支援するとともに、取り組みやすい環境の充実を図ります。

「からだ」と「こころ」の健康を保ち、いつまでも健やかで、質の高い生活を実現するため、健（検）診、保健指導、健康教育、健康相談、予防接種などの充実を図ります。

| 目標取組                         | 現状値（令和２年度）        | 目標値（令和７年度） |
|------------------------------|-------------------|------------|
| 第１号被保険者要介護認定率                | 18.51％（県平均18.38％） | 県平均値以下     |
| 障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業の開催数 | ０回                | 年１回        |
| 特定健診受診率                      | 31.6％（県平均37.9％）   | 県平均を上回る    |

### ３ 事業計画（令和３年度～令和７年度）

| 持続的発展<br>施策区分                                   | 事業名<br>（施設名）  | 事業内容                                                                                                                                                                            | 事業<br>主体 | 備考 |
|-------------------------------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 子育て環境<br>の確保、高<br>齢者等の保<br>健及び福祉<br>の向上及び<br>増進 | 過疎地域持続的発展特別事業 |                                                                                                                                                                                 |          |    |
|                                                 | 児童福祉          | 子ども医療費助成事業<br>（事業内容）<br>子育てしやすい環境づくりを整備<br>するため、高校生までの入院・通<br>院医療費を助成します。<br>（必要性）<br>子育て世帯の経済的負担を軽減す<br>る必要があります。<br>（事業効果）<br>子育てしやすい環境づくりが整備<br>され、子育て世帯の増加が図られ<br>ます。       | 町        |    |
|                                                 |               | 子育てサポート祝金支給事業<br>（事業内容）<br>子育てしやすい環境づくりを整備<br>するため、第３子以降の子を養育<br>する家庭に祝金を支給します。<br>（必要性）<br>子育て世帯の経済的負担を軽減す<br>る必要があります。<br>（事業効果）<br>子育てしやすい環境づくりが整備<br>され、子育て世帯の増加が図られ<br>ます。 | 町        |    |
|                                                 |               | 教育・保育施設副食費支給事業<br>（事業内容）<br>子育てしやすい環境づくりを整備<br>するため、私立保育園、認定こど<br>も園を利用する３～５歳児の副食<br>費を支給します。<br>（必要性）                                                                          | 町        |    |

|            |                                                                                                                                                                                                                |   |  |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--|
|            | <p>子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。</p> <p>（事業効果）</p> <p>子育てしやすい環境づくりが整備され、子育て世帯の増加が図られます。</p>                                                                                                                         |   |  |
|            | <p>インフルエンザ予防接種事業</p> <p>（事業内容）</p> <p>子育てしやすい環境づくりを整備するため、子どものインフルエンザ予防接種費用を助成します。</p> <p>（必要性）</p> <p>子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。</p> <p>（事業効果）</p> <p>子育てしやすい環境づくりが整備され、子育て世帯の増加が図られます。</p>                     | 町 |  |
| 高齢者・障がい者福祉 | <p>みまもり配食サービス事業</p> <p>（事業内容）</p> <p>高齢者等の生活支援のため、食事の調理が困難な高齢者等に食事を提供します。</p> <p>（必要性）</p> <p>食事の調理が困難な高齢者等が円滑に在宅生活を送ることができるよう支援する必要があります。</p> <p>（事業効果）</p> <p>高齢者等の在宅生活の継続が図られます。また、高齢者等の安否を確認することができます。</p> | 町 |  |
|            | <p>外出支援サービス事業</p> <p>（事業内容）</p> <p>介護保険制度の対象とならない高齢者等の生活支援のため、高齢者等の居宅からサービス事業所、医療機関までの移動を支援します。</p> <p>（必要性）</p> <p>公共交通機関の利用が困難な高齢者等が円滑に在宅生活を送ることができるよう支援する必要があります。</p> <p>（事業効果）</p>                         | 町 |  |

|  |                                                                                                                                                                                          |     |  |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|  | 公共交通機関の利用が困難な高齢者等の利便性が向上し、在宅生活の継続が図られます。                                                                                                                                                 |     |  |
|  | <p>緊急通報装置管理事業<br/>（事業内容）<br/>地域における高齢者等の支援機能の充実のため、高齢者等に緊急通報装置を貸与します。</p> <p>（必要性）<br/>急病や災害等における緊急時の対応を強化する必要があります。</p> <p>（事業効果）<br/>高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活することでき、高齢者等の在宅生活の継続が図られます。</p> | 団体等 |  |
|  | <p>除雪支援サービス事業<br/>（事業内容）<br/>高齢者等の生活支援のため、高齢者等世帯の玄関から公道までの除雪を支援します。</p> <p>（必要性）<br/>高齢者等が冬期間も円滑に在宅生活を送ることができるよう支援する必要があります。</p> <p>（事業効果）<br/>高齢者等の身体的・精神的な負担が軽減され、在宅生活の継続が図られます。</p>   | 町   |  |
|  | <p>インフルエンザ予防接種事業<br/>（事業内容）<br/>高齢者等の生活支援のため、高齢者のインフルエンザ予防接種費用を助成します。</p> <p>（必要性）<br/>インフルエンザ予防接種の接種率向上によるまん延防止を図る必要があります。</p> <p>（事業効果）<br/>高齢者等の重症化リスクが低減され、保健衛生の向上が図られます。</p>        | 町   |  |



## 第 8 医療の確保

### 1 現況と問題点

当町の医療施設は、令和 3 年 4 月 1 日現在、三戸中央病院のほか、個人診療所が 1 施設、歯科医院が 3 施設あり、三戸中央病院を地域の中核病院として医療サービスを提供しています。

三戸中央病院では、内科を中心とした外来診療及び入院受入れのほか、24 時間体制での救急患者の受入れや近隣老人保健施設での訪問診察など、地域に密着した病院運営を行っていますが、地域の人口減少や高齢化の進行、医師不足や社会保障費の増大などにより、さまざまな問題を抱えています。また、高齢化の進行に伴い、慢性的な疾患や複数の疾患を抱える患者が増加し、より幅広い疾患をワンストップで診療する体制が必要となっていることから、近隣病院や保健、福祉との連携を強化し、適切な病院機能を維持していく必要があります。

医療従事職員のうち、医師については、常勤が内科、整形外科及び総合診療科のみであり、人員数も不足しています。また、看護師や医療技術職員も不足しており、認知症や寝たきりによって介助を必要とする患者への適切な対応のためにも増員が必要です。

また、適切な医療の提供のためには、設備や医療機器についても、適時適切に整備・更新する必要があることから、老朽化した設備や医療機器の更新が喫緊の課題となっています。

### 2 その対策

医師確保については、大学・県等関係機関に対して、引き続き常勤医師の派遣を要請するとともに、処遇改善等により定着を図ります。また、八戸市立市民病院からの医師派遣事業の充実・強化を要請するとともに、将来の医師確保に繋げるため、地域医療研修に係る研修協力施設として研修医の受入れに一層努めます。

看護師や医療技術職員の確保については、大学等との連携により、募集と研修生の受入れを行うとともに、奨学金貸与事業を広く情報発信し、積極的な活用を促します。

その上で、安定した経営基盤の確立と住民のニーズに対応した地域医療体制の構築を図り、公立病院としての役割と機能を強化するため、老朽化した設備や医療機器の計画的な更新を行います。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

| 目標取組    | 現状値（令和 2 年度）        | 目標値（令和 7 年度）        |
|---------|---------------------|---------------------|
| 医師充足率   | 97.5%               | 現状維持                |
| 奨学金利用者数 | 医学生 1 名<br>看護学生 2 名 | 医学生 2 名<br>看護学生 4 名 |

### 3 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)   | 事業内容     | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|----------------|----------|----------|----|
| 医療の確保         | (1) 診療施設<br>病院 | 医療機器整備事業 | 町        |    |

### 4 公共施設等総合管理計画等との整合

三戸町公共施設総合管理計画では、施設類型ごとの方針について、以下のように記載されています。

#### ○医療系施設

機能維持のため、適切な点検・診断、維持管理の実施に努めるほか、予防保全型維持管理を推進し、維持管理費の低減を図ります。設備の改修や更新により、快適な医療環境の整備に努めます。大規模な機器や高額な機器については、計画的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの低減を図ります。

本計画においても、長寿命化や集約化を行うこととしており、三戸町公共施設等総合管理計画と整合しています。

## 第9 教育の振興

### 1 現況と問題点

#### (1) 学校教育

当町の学校教育施設は、令和3年4月現在で小学校3校、中学校2校（うち1校は休校）、学級数28、児童・生徒数557人となっています。児童・生徒数は年々減少しており、令和3年度末をもって小学校1校、中学校1校が閉校となります。

当町では、少子高齢化に伴う児童生徒数の減少や「中1ギャップ」と呼ばれる教育の諸課題に対応するため、平成21年度に小中一貫教育をスタートさせました。それまで増加傾向にあった不登校者数は減少に転じましたが、生活習慣の乱れや家庭環境に起因すると思われる不登校者は依然として散見されていることから、更なる対策が必要です。

学力については、標準学力検査（NRT）では概ね全国平均を上回っていますが、一部教科で全国平均を下回る学年がみられます。単に知識の量や技能の習得だけでなく、それを「活用」して課題を解決することが求められる「新しい学力観」に基づく、「確かな学力」の育成と、主体的に学ぶ意欲を向上させていくことが今後の課題となります。

また、障がいの有無にかかわらず、特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズが高まっていることから、特別支援教育を円滑に進める体制の充実が必要となっています。

施設面では、町内小中学校の耐震化率は100%ですが、今後も老朽化した施設の改修工事を行うなど、継続的な環境整備に努めていかなければなりません。

当町唯一の高等学校である県立三戸高等学校は、生徒数の減少により、令和3年度の募集では2学級から1学級に削減されたところであり、また、県教育委員会が策定する青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画において、一定の入学者を確保する条件で維持する、「地域校」となることが予定されています。「教育の町三戸」を支える三戸高等学校の存続は、当町の次代を担う若者の人材育成のほか、地域振興の面からも重要な課題となっています。

#### (2) 社会教育

当町の社会教育施設は、中央公民館、ジョイワーク、図書館、アップルドーム等があり、文化活動団体やサークル等の活動の拠点、各種講座において、広く町民に利用されていますが、老朽化が進んでいるため、改修を行う必要があります。こうした施設は、生きがいと潤いのある安定した生活を送るために必要不可欠であることから、施設の整備と並行して、社会教育団体等の活動の支援を行う必要があります。

さらに、心身ともに健康で心豊かな生活を送るためには、日常生活の中にスポーツ活動を取り入れることも重要です。競技力の向上を指向したスポーツのみならず、老若男女が普段の生活の中で、それぞれの興味と関心に応じ、生涯を通してスポーツに取り組み、親しむことができる環境の充実が必要となっています。そのため、各種のスポーツ・レクリエーション大会等の開催や、体育協会や総合型地域スポーツクラブ等、スポーツ団体の育成や支援に努めなければなりません。

## 2 その対策

### (1) 学校教育

児童生徒の発達段階と学習の連続性を重視した小中一貫教育を推進し、児童生徒の望ましい人格形成と学力の定着・向上に努めるとともに、教育支援の充実や小中一貫教育チューターの配置など、さまざまな障がいや特性のある児童生徒にも対応した教育を推進するための体制整備に努めます。

また、児童生徒が安全で快適な環境の中で効率的な教育活動ができるよう、老朽化した教育施設設備の改修や更新を進めるほか、情報化の進展に対応したＩＣＴ機器の整備や拡充を図ります。

さらに、小学校・中学校・高等学校の連携を促進することにより、12年間を見通した連続性と発展性のある学習指導や生活指導に取り組み、将来を担う人材の育成に努めます。

県立三戸高等学校の存続については、一層の連携と情報の共有を図り、広く入学者を確保できるよう、魅力ある学校づくりを支援していきます。

### (2) 社会教育

社会教育については、生涯にわたる学習意欲に応えるため、生涯学習の拠点となる社会教育施設の活用促進を図り、老朽化した施設の改修や更新に努めます。

町民一人ひとりの生きがいとなる主体的な学習活動を推進するとともに、学習の成果を地域で生かすことができるよう、社会参加活動の支援や社会教育団体等が行う活動の支援に努めます。

また、幅広い層の町民が、健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、生涯スポーツの推進を図るとともに、スポーツに取り組み親しむことができる環境の整備に努めます。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

| 目標取組                 | 現状値（令和２年度） | 目標値（令和７年度） |
|----------------------|------------|------------|
| 教育用コンピュータ１台あたりの児童生徒数 | 9.1人       | 7.0人       |
| 普通教室の大型提示装置整備率       | 88.5%      | 100.0%     |

## 3 事業計画（令和３年度～令和７年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)                             | 事業内容                     | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|------------------------------------------|--------------------------|----------|----|
| 教育の振興         | (1)学校教育関連施設<br>給食施設<br><br>(3)集会施設、体育施設等 | 調理場屋根外壁改修事業<br>調理場設備更新事業 | 町<br>町   |    |

|  |               |                                                                                                                                                                                   |     |  |
|--|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|  | 図書館           | 図書館屋根補修事業                                                                                                                                                                         | 町   |  |
|  | その他           | 相撲場整備事業                                                                                                                                                                           | 町   |  |
|  | 過疎地域持続的発展特別事業 |                                                                                                                                                                                   |     |  |
|  | 義務教育          | 小中一貫教育推進事業<br>（事業内容）<br>教育支援の充実を図るため、特別支援講師、チューターを設置します。<br>（必要性）<br>児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応し、さまざまな障がいや特性のある児童生徒に対する教育支援を充実する必要があります。<br>（事業効果）<br>きめ細やかな教育により、児童生徒の個性に応じた人材育成が図られます。 | 町   |  |
|  | その他           | 三戸高等学校魅力化推進事業<br>（事業内容）<br>魅力ある学校づくりのため、生徒の資格取得費等を支援します。<br>（必要性）<br>三戸高等学校への入学者を広く確保するため、魅力ある学校づくりを支援する必要があります。<br>（事業効果）<br>資格取得費用の軽減により、在学中の資格取得者が増加し、入学者の増加が期待されます。           | 団体等 |  |

#### 4 公共施設等総合管理計画との整合

三戸町公共施設総合管理計画では、施設類型ごとの方針について、以下のように記載されています。

##### ○学校給食センター

中長期的な財政負担の軽減を図るため、長寿命化計画の策定を推進するとともに、計画的な長寿命化対策及び改修等の実施に努めます。

国等の衛生基準等を遵守するとともに、機能維持のため、設備類の計画的な点検・診断、維持管理の実施に努めます。

専門業者による事前の点検と修繕を実施するなど、予防保全型維持管理の導入を推進し、維持管理費の低減を図ります。大規模な機器や高額な機器については、中長期

的な改修や更新に係る検討を行い、計画的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの低減を図ります。

#### ○図書館

中長期的な財政負担の軽減を図るため、計画的な長寿命化対策及び改修等の実施に努めます。

機能維持のため、適切な点検・診断、維持管理の実施に努めるほか、予防保全型維持管理を推進し、維持管理費の低減を図ります。

設備の改修や更新により、快適な施設環境の整備に努めます。

本計画においても、長寿命化や集約化を行うこととしており、三戸町公共施設等総合管理計画と整合しています。

# 第 10 集落の整備

## 1 現況と問題点

当町の集落は、昭和30年に合併した旧 1 町 3 村を基礎に、24地区で形成されていますが、集落が散在しているため、行政区域も広範囲にわたっています。

交通体系は、国道 4 号、国道104号を主要幹線とした道路交通が主体ですが、高齢者等にとっては青い森鉄道による鉄道在来線や、南部バス（岩手県北自動車株式会社）による路線バスの公共交通機関も重要な交通手段となっています。しかし、公共交通機関の乗客数は年々減少傾向にあり、その維持が重要な課題となっています。

集落のうち、北東部に位置する旧三戸地区は、公共施設、商店街、住宅地等が集積し、市街地を形成していますが、若者を中心にコミュニティ活動の停滞が課題となっています。農村集落においては、離農者の増加と新規就農者の激減により、地域農業の生産力と活力低下に対する取組が必要です。

また、人口減少による空き家が増加しているため、空き家バンク制度を活用するなど移住希望者に対する相談や情報発信を積極的に推進する必要があります。

## 2 その対策

地域住民が利用するバスは、町が運行するコミュニティバスの適切な運行と路線バスの維持助成を行い、路線の維持確保に努めます。

地域自治の基礎単位である集落の機能維持や活性化を支援していくとともに、行政からもコミュニティ活動への参加を呼びかけていきます。

農村集落については、当町の基幹産業である農業を維持、発展させていくため、農家子弟のほか、他産業からの新規就農者及びU I J ターン者の受入体制の整備を進め、若い世代が農業、農村に誇りを持ちながら取り組むことができる体制づくりに努めます。

また、空き家については、移住者に対するリフォーム、住宅取得費等の助成など各種支援を行うことで、空き家の増加と人口減少の抑制に努めます。

| 目標取組                        | 現状値（令和 2 年度） | 目標値（令和 7 年度） |
|-----------------------------|--------------|--------------|
| 地域活動やボランティア活動に参加したことがある人の割合 | 42.8%        | 55.7%        |

## 第 1 1 地域文化の振興等

### 1 現況と問題点

#### (1) 文化・芸術活動の支援

当町には、豊かな自然環境のもと、長い歴史の中で築き上げられた数多くの文化が存在しています。文化は、日々の生活の中で心の豊かさや潤いを与え、人々の交流を盛んにし、地域社会に賑わいや活力をもたらすものです。このため、町民が文化や芸術に触れる機会の拡充や地域の特色を生かした文化・芸術活動への支援、文化財の保護・活用等について、より一層の充実が必要です。

これまで多くの文化・芸術団体が行ってきた活動は、今日の当町における文化の発展に寄与してきました。しかし、近年、社会的価値観の変化等から、文化・芸術に親しむ機会が減り、若年層の減少や指導者の高齢化など、文化活動を取り巻く環境は決して恵まれているとはいえません。

文化・芸術の源泉は町民自身の自立した活動にあることから、自主運営ができるよう取り組んでいく体制づくりを図るとともに、今後一層、人材を含めた総合的な文化行政を展開し、町の文化力が向上するよう努めていく必要があります。

#### (2) 文化財の保存・整備・活用

当町は、縄文時代早期から始まる長い歴史があり、中世における北奥羽支配の中心地であったこと、三戸城跡などの歴史的文化遺産が多く、歴史編さんの重役を担っていることから、これを後世に守り伝えていく義務があります。このため、歴史の調査研究を推進するとともに、文化財に身近に触れてもらい、町民一人ひとりの心のよりどころとなるよう、積極的な公開などの機会を通じて、町民の郷土愛及び郷土の誇りを育む必要があります。

## 2 その対策

#### (1) 文化・芸術活動の支援

町民の文化・芸術の振興発展を図るため、文化・芸術活動に対する意識の高揚とそれを支える指導者や後継者等の人材の確保・育成に努め、団体が自主運営できるよう支援を充実するとともに、文化・芸術を核にした地域づくりを促進します。

また、町民の文化・芸術活動を推進するため、各団体による公演会や展示会等、発表の場の効率的な運営や支援に努めます。

#### (2) 文化財の保存・整備・活用

三戸城跡は、これまで城山公園として整備され、桜を中心とした自然公園として、町民はもとより、広く県内外の利用者に親しまれてきました。当町では現在、三戸城跡の国史跡指定に向けた取り組みを行っているところであり、今後は、これまでの自然公園としての魅力に加え、三戸城跡の歴史究明や保存整備、観光客受入体制の整備を行い、歴史公園としての魅力も発信していきます。

また、町内に所在する文化財や歴史的文化遺産を次代に伝えるため、調査や記録作成を行い、適切な管理のもと、保護・保全に努めます。さらに、町有・私有を問わず、文化財を守り伝えようとする意識の啓発を進めるとともに、郷土の誇りある文化として発信できるよう効果的な活用に努めます。



上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

| 目標取組                           | 現状値（令和２年度） | 目標値（令和７年度） |
|--------------------------------|------------|------------|
| 三戸城や三戸南部氏をはじめとした郷土に関する歴史講演会の開催 | 不定期        | 年１回        |

### ３ 事業計画（令和３年度～令和７年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 地域文化の<br>振興等  | (1)地域文化振興施設等  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |          |    |
|               | 地域文化振興施設      | 三戸城跡ガイドハウス設置事業<br>文化財等解説板設置事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 町<br>町   |    |
|               | 過疎地域持続的発展特別事業 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |          |    |
|               | 地域文化施設        | 町歩きガイド設置事業<br>(事業内容)<br>当町の歴史や文化への理解を深め<br>てもらうため、児童生徒や観光客<br>を対象とした町歩きガイドを設置<br>します。<br>(必要性)<br>「三戸城跡」や「佐瀧本店」など、<br>町内に多数存在する歴史的文化遺<br>産への理解を深め、町民の郷土愛<br>を醸成するとともに、ガイドや町<br>民との交流を通じて関係人口の増<br>加につなげる必要があります。<br>(事業効果)<br>ガイドによって町民の歴史文化へ<br>の理解が深まり、郷土愛の醸成に<br>繋がるとともに、歴史文化を生か<br>したまちづくりへの興味・関心も<br>向上し、地域活性化が期待されま<br>す。また、観光客については、ガ<br>イドや町民との交流を通じてリピ<br>ーターとなり、ひいては関係人口<br>が増加することも期待できます。 | 町        |    |
|               |               | 三戸町文化財調査・編さん事業<br>(事業内容)<br>文化財等の保存、継承、活用のた                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 町        |    |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                    |   |  |
|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--|
|  |  | <p>め、町所在の未調査・未整理の文化財を調査し、資料集の冊子を刊行します。</p> <p>（必要性）</p> <p>歴史的文化遺産に対する興味や関心を涵養し、歴史文化を生かした魅力あるまちづくりを進める必要があります。</p> <p>（事業効果）</p> <p>町内文化財の保存、継承が図られるとともに、歴史文化を生かした魅力あるまちづくりの形成が図られます。</p>                          |   |  |
|  |  | <p>文化財教育普及用物品整備事業</p> <p>（事業内容）</p> <p>文化財等の保存、継承、活用のため、町所在の文化・歴史的資料をふまえた教材を制作します。</p> <p>（必要性）</p> <p>歴史的文化遺産に対する興味や関心を涵養し、地域学習サポート事業における教材を制作する必要があります。</p> <p>（事業効果）</p> <p>小中学生の歴史文化への理解が深まり、郷土愛の醸成が図られます。</p> | 町 |  |
|  |  | <p>三戸町の歴史刊行事業</p> <p>（事業内容）</p> <p>文化財等の保存、継承、活用のため、町の歴史を分かりやすく紹介する冊子を刊行します。</p> <p>（必要性）</p> <p>歴史的文化遺産に対する興味や関心を涵養し、地域学習における教材を制作する必要があります。</p> <p>（事業効果）</p> <p>町民の歴史文化への理解が深まり、郷土愛の醸成が図られます。</p>               | 町 |  |

#### 4 公共施設等総合管理計画等との整合

三戸町公共施設総合管理計画では、施設類型ごとの方針について、以下のように記載されています。

##### ○資料館等

利用者数が限られ、今後も増加が見込まれない施設については、老朽化状況や需要を踏まえ、運営方針について検討します。

利用を継続する施設については、展示機能の計画的な更新を行うほか、中長期的な財政負担の軽減を図るため、長寿命化対策、改修等の実施に努めます。

設備類の改修や更新を適切に実施し、維持管理費用の低減を図るとともに、資料の保管や展示に必要な機能の維持に努めます。予防保全型維持管理を推進し、維持管理費の低減を図ります。

本計画においても、長寿命化や集約化を行うこととしており、三戸町公共施設等総合管理計画と整合しています。

## 第 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

### 1 現況と問題点

国が2050年までに「脱炭素社会（カーボンニュートラル）」の実現を目指していることを踏まえ、当町としても地域資源を利用した再生可能エネルギーを活用し、脱炭素社会の実現に向けた取組が必要となっています。

### 2 その対策

広報・啓発活動等を通じて、町民や事業所等の省エネルギー意識の醸成や省エネルギーにつながる対策、行動等の周知を図るとともに、庁舎をはじめとする公共施設にエネルギー効率の高い機器の導入を計画的に推進します。

また、公共施設における太陽光発電システムの新設及び更新を推進します。

## 第 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### 1 現況と問題点

#### (1) 公共施設等適正管理

当町では、人口減少により学校等の公共施設の統廃合を進めてきましたが、廃止後の多くの施設は解体されないまま放置されています。放置された施設が老朽化すると倒壊等の危険があるため、利活用できない施設は計画的に解体等を行う必要があります。

また、公共施設の老朽化による施設の維持管理経費の増加や利用率の低い施設の維持が問題となっています。

既存の公共施設等の利活用を推進していく上で、町民の安全安心な施設利用のため、施設の老朽化や地域ニーズの変化に対する適切な対応が必要となっています。

#### (2) 自然環境の保護

当町の町の鳥コノハズクは、青森県レッドデータブック2020年版に県重用希少野生生物Aランクに指定されている非常に珍しい鳥です。近年、当町ではコノハズクの確認が報告されておらず、生息環境の変化が要因として考えられていることから、当町の美しい自然環境と豊かな生態系を保全する必要があります。

### 2 その対策

#### (1) 公共施設等適正管理

人口減少により公共施設の利用需要が低下する中で、安心して利用できる公共施設を持続的に提供するため、施設の集約化、長寿命化等を計画的に進めていきます。

また、町民の安心安全な生活を守り、景観の保全を図るため、廃止後の老朽化した公共施設の解体撤去を進めます。

#### (2) 自然環境の保護

当町の豊かな自然環境を形成していた希少な動植物の調査、保護に向け、町民や関係団体と協働した取組を進めます。

### 3 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分       | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容                                                                                                               | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 過疎地域持続的発展特別事業 |                                                                                                                    |          |    |
|                     |               | 公共施設総合管理事業<br>(事業内容)<br>老朽化した廃止後の公共施設の解体撤去等を行います。<br>(必要性)<br>施設の統廃合により老朽化した廃止後の施設が増加したため、解体等を行う必要があります。<br>(事業効果) | 町        |    |

|  |  |                                                 |  |  |
|--|--|-------------------------------------------------|--|--|
|  |  | 老朽化した施設を解体することで、倒壊等を防ぎ、施設周辺の安全性の確保、景観の保全が図られます。 |  |  |
|--|--|-------------------------------------------------|--|--|

# 事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展<br>施策区分                        | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容                                                                                                                                                                                                 | 事業<br>主体 | 備考                                                                                              |
|--------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>移住・定住<br>・地域間交<br>流の促進、<br>人材育成 | 地域間交流         | 外国語指導助手配置事業（語学指導事業）<br>（事業内容）<br>小中学校での英語指導を強化するため、外国語指導助手を配置します。<br>（必要性）<br>児童生徒の国際理解を促進し、国際感覚豊かな人材を育成する必要があります。<br>（事業効果）<br>外国語指導助手の配置により、児童生徒の英語に対する興味や関心、意欲の向上が図られるとともに、国際意識の醸成、国際交流の推進が図られます。 | 町        | 国際意識の醸成や国際交流の推進が図られることにより、将来の地域の発展に広い視野をもって貢献できる人材の育成や郷土愛の醸成、定住意欲の向上につながることから、当町の持続的発展に資するものです。 |
|                                      |               | 中学生海外研修派遣事業（語学指導事業）<br>（事業内容）<br>姉妹都市との教育交流のため、オーストラリアタムワース市へ生徒を派遣します。<br>（必要性）<br>生徒の国際理解を促進し、国際感覚豊かな人材を育成する必要があります。<br>（事業効果）<br>姉妹都市との交流を通じ、生徒の英語に対する興味や関心、意欲の向上が図られるとともに、国際意識の醸成、国際交流の推進が図られます。  | 町        |                                                                                                 |
| 2<br>産業の振興                           | 商工業・6<br>次産業化 | 商品宅配サービス事業（商工振興事業）<br>（事業内容）<br>高齢者等の生活支援のため、高齢者等から注文を受け、町内事業者の商品を自宅まで配達します。                                                                                                                         | 町        | 商工振興事業により、雇用の創出、町内事業所への誘客の促進による商工業の振                                                            |

|                      |      |                                                                                                                                                                                                      |     |                                                                    |
|----------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------|
|                      |      | <p>(必要性)<br/>食料品等の買い物が困難な高齢者等の在宅生活を支援する必要があります。</p> <p>(事業効果)<br/>日常生活における利便性の向上により高齢者等の在宅生活の継続、町内事業者の活性化が図られます。</p>                                                                                 |     | 興が図られるため、当町の持続的発展に資するものです。                                         |
|                      |      | <p>商店街にぎわいづくり事業（商工振興事業）</p> <p>(事業内容)<br/>商店街振興のため、100円商店街、達人工房等の事業を支援します。</p> <p>(必要性)<br/>商店街への誘客を促進し、商店街を中心とした地域経済を活性化する必要があります。</p> <p>(事業効果)<br/>町内事業所の所得の向上が図られるとともに、商店街の活性化、賑わいづくりが図られます。</p> | 団体等 |                                                                    |
| 4<br>交通施設の整備、交通手段の確保 | 公共交通 | <p>コミュニティバス運行事業</p> <p>(事業内容)<br/>交通不便地域、交通空白地帯の解消を図るため、コミュニティバスを運行します。</p> <p>(必要性)<br/>町民の通院、通学等の日常生活における移動手段を確保する必要があります。</p> <p>(事業効果)<br/>安定した公共交通により、日常生活における利便性の向上が図られます。</p>                 | 町   | 安定した公共交通の提供により、集落の維持、日常生活の維持が可能となり、地域の活性化につながるため、当町の持続的発展に資するものです。 |
|                      |      | <p>デマンドタクシー運行事業</p> <p>(事業内容)<br/>公共交通を利用しづらい地域において、バスに代わる交通手段として乗合タクシーを運行します。</p> <p>(必要性)<br/>町民の通院、通学等の日常生活における移動手段を確保する必要が</p>                                                                   | 町   |                                                                    |



|                                  |      |                                                                                                                                                                                                                              |     |                                                                           |
|----------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------|
|                                  |      | <p>あります。</p> <p>（事業効果）</p> <p>安定した公共交通により、日常生活における利便性の向上が図られます。</p>                                                                                                                                                          |     |                                                                           |
|                                  |      | <p>路線バス維持費補助金</p> <p>（事業内容）</p> <p>赤字路線を維持するため、バス事業者へ補助金を交付します。</p> <p>（必要性）</p> <p>町民の通院、通学等の日常生活における移動手段を確保する必要があります。</p> <p>（事業効果）</p> <p>安定した公共交通により、日常生活における利便性の向上が図られます。</p>                                           | 団体等 |                                                                           |
|                                  |      | <p>公共施設維持</p> <p>道路施設定期点検事業</p> <p>（事業内容）</p> <p>道路等損傷状況を把握するため、道路管理施設（舗装・橋梁・附属物等）を点検します。</p> <p>（必要性）</p> <p>道路利用者の安全を確保するため、計画的に道路等の維持管理をする必要があります。</p> <p>（事業効果）</p> <p>道路利用者の安全を確保するとともに、道路等の長寿命化と修繕に要する経費の縮減が図られます。</p> | 町   |                                                                           |
| 6<br>子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 児童福祉 | <p>子ども医療費助成事業</p> <p>（事業内容）</p> <p>子育てしやすい環境づくりを整備するため、高校生までの入院・通院医療費を助成します。</p> <p>（必要性）</p> <p>子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。</p> <p>（事業効果）</p> <p>子育てしやすい環境づくりが整備され、子育て世帯の増加が図られ</p>                                            | 町   | <p>子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備することで、子育て世帯が増加し、移住定住につながるため、当町の持続的発展に資</p> |

|            |                                                                                                                                                                                                   |   |                                      |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------|
|            | ます。                                                                                                                                                                                               |   | するもので                                |
|            | <p>子育てサポート祝金支給事業<br/>(事業内容)</p> <p>子育てしやすい環境づくりを整備するため、第3子以降の子を養育する家庭に祝金を支給します。</p> <p>(必要性)</p> <p>子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。</p> <p>(事業効果)</p> <p>子育てしやすい環境づくりが整備され、子育て世帯の増加が図られます。</p>           | 町 |                                      |
|            | <p>教育・保育施設副食費支給事業<br/>(事業内容)</p> <p>子育てしやすい環境づくりを整備するため、私立保育園、認定こども園を利用する3～5歳児の副食費を支給します。</p> <p>(必要性)</p> <p>子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。</p> <p>(事業効果)</p> <p>子育てしやすい環境づくりが整備され、子育て世帯の増加が図られます。</p> | 町 |                                      |
|            | <p>インフルエンザ予防接種事業<br/>(事業内容)</p> <p>子育てしやすい環境づくりを整備するため、子どものインフルエンザ予防接種費用を助成します。</p> <p>(必要性)</p> <p>子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。</p> <p>(事業効果)</p> <p>子育てしやすい環境づくりが整備され、子育て世帯の増加が図られます。</p>           | 町 |                                      |
| 高齢者・障がい者福祉 | <p>みまもり配食サービス事業<br/>(事業内容)</p> <p>高齢者等の生活支援のため、食事の調理が困難な高齢者等に食事を提供します。</p>                                                                                                                        | 町 | <p>高齢者の在宅生活を支援し、地域活動参加の促進、保健衛生の向</p> |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                            |     |                                                                                   |
|--|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | <p>(必要性)<br/>食事の調理が困難な高齢者等が円滑に在宅生活を送ることができるよう支援する必要があります。</p> <p>(事業効果)<br/>高齢者等の在宅生活の継続が図られます。また、高齢者等の安否を確認することができます。</p>                                                                                                 |     | 上を図ること<br>で、住み慣れた地域で生き<br>生きと生活す<br>ることが可能<br>となるため、<br>当町の持続的<br>発展に資する<br>ものです。 |
|  |  | <p>外出支援サービス事業<br/>(事業内容)<br/>介護保険制度の対象とならない高齢者等の生活支援のため、高齢者等の居宅からサービス事業所、医療機関までの移動を支援します。</p> <p>(必要性)<br/>公共交通機関の利用が困難な高齢者等が円滑に在宅生活を送ることができるよう支援する必要があります。</p> <p>(事業効果)<br/>公共交通機関の利用が困難な高齢者等の利便性が向上し、在宅生活の継続が図られます。</p> | 町   |                                                                                   |
|  |  | <p>緊急通報装置管理事業<br/>(事業内容)<br/>地域における高齢者等の支援機能の充実のため、高齢者等に緊急通報装置を貸与します。</p> <p>(必要性)<br/>急病や災害等における緊急時の対応を強化する必要があります。</p> <p>(事業効果)<br/>高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活することでき、高齢者等の在宅生活の継続が図られます。</p>                                   | 団体等 |                                                                                   |
|  |  | <p>除雪支援サービス事業<br/>(事業内容)<br/>高齢者等の生活支援のため、高齢者等世帯の玄関から公道までの除雪を支援します。</p> <p>(必要性)<br/>高齢者等が冬期間も円滑に在宅生活を送ることができるよう支援す</p>                                                                                                    | 町   |                                                                                   |

|            |      |                                                                                                                                                                                                                  |     |                                                                                                      |
|------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            |      | <p>る必要があります。</p> <p>(事業効果)</p> <p>高齢者等の身体的・精神的な負担が軽減され、在宅生活の継続が図られます。</p>                                                                                                                                        |     |                                                                                                      |
|            |      | <p>インフルエンザ予防接種事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>高齢者等の生活支援のため、高齢者のインフルエンザ予防接種費用を助成します。</p> <p>(必要性)</p> <p>インフルエンザ予防接種の接種率向上によるまん延防止を図る必要があります。</p> <p>(事業効果)</p> <p>高齢者等の重症化リスクが低減され、保健衛生の向上が図られます。</p>                    | 町   |                                                                                                      |
| 8<br>教育の振興 | 義務教育 | <p>小中一貫教育推進事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>教育支援の充実を図るため、特別支援講師、チューターを設置します。</p> <p>(必要性)</p> <p>児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応し、さまざまな障がいや特性のある児童生徒に対する教育支援を充実する必要があります。</p> <p>(事業効果)</p> <p>きめ細やかな教育により、児童生徒の個性に応じた人材育成が図られます。</p> | 町   | 児童生徒一人ひとりに応じた学習支援により、きめ細やかな教育活動が可能となり、個性に応じた人材育成を図ることで、将来地域で自立した生活を送ることができるようになるため、当町の持続的発展に資するものです。 |
|            | その他  | <p>三戸高等学校魅力化推進事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>魅力ある学校づくりのため、生徒の資格取得費等を支援します。</p> <p>(必要性)</p> <p>三戸高等学校への入学者を広く確保するため、魅力ある学校づくりを支援する必要があります。</p> <p>(事業効果)</p>                                                            | 団体等 | 入学者の増加が図られることにより、地域に愛着を持った若者が増加し、将来地域に貢献することで地域の活性化につな                                               |

|                |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |   |                                                                                   |
|----------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------|
|                |        | 資格取得費用の軽減により、在学中の資格取得者が増加し、入学者の増加が期待されます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   | がることから、当町の持続的発展に資するものです。                                                          |
| 10<br>地域文化の振興等 | 地域文化施設 | <p>町歩きガイド設置事業<br/>(事業内容)</p> <p>当町の歴史や文化への理解を深めてもらうため、児童生徒や観光客を対象とした町歩きガイドを設置します。</p> <p>(必要性)</p> <p>「三戸城跡」や「佐瀧本店」など、町内に多数存在する歴史的文化遺産への理解を深め、町民の郷土愛を醸成するとともに、ガイドや町民との交流を通じて関係人口の増加につなげる必要があります。</p> <p>(事業効果)</p> <p>ガイドによって町民の歴史文化への理解が深まり、郷土愛の醸成に繋がるとともに、歴史文化を生かしたまちづくりへの興味・関心も向上し、地域活性化が期待されます。また、観光客については、ガイドや町民との交流を通じてリピーターとなり、ひいては関係人口が増加することも期待できます。</p> | 町 | 観光・地域文化の振興、郷土愛の醸成が図られることで、定住意欲の向上、地域・世代間交流につながり、地域の活性化につながることから、当町の持続的発展に資するものです。 |
|                |        | <p>三戸町文化財調査・編さん事業<br/>(事業内容)</p> <p>文化財等の保存、継承、活用のため、町所在の未調査・未整理の文化財を調査し、資料集の冊子を刊行します。</p> <p>(必要性)</p> <p>歴史的文化遺産に対する興味や関心を涵養し、歴史文化を生かした魅力あるまちづくりを進める必要があります。</p> <p>(事業効果)</p> <p>町内文化財の保存、継承が図られるとともに、歴史文化を生かした魅力あるまちづくりの形成が図ら</p>                                                                                                                             | 町 |                                                                                   |

|                           |  |                                                                                                                                                                                                                 |   |                                                                            |
|---------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------------------------------------------------------------------|
|                           |  | れます。                                                                                                                                                                                                            |   |                                                                            |
|                           |  | <p>文化財教育普及用物品整備事業<br/>(事業内容)</p> <p>文化財等の保存、継承、活用のため、町所在の文化・歴史的資料をふまえた教材を制作します。</p> <p>(必要性)</p> <p>歴史的文化遺産に対する興味や関心を涵養し、地域学習サポート事業における教材を制作する必要があります。</p> <p>(事業効果)</p> <p>小中学生の歴史文化への理解が深まり、郷土愛の醸成が図られます。</p> | 町 |                                                                            |
|                           |  | <p>三戸町の歴史刊行事業<br/>(事業内容)</p> <p>文化財等の保存、継承、活用のため、町の歴史を分かりやすく紹介する冊子を刊行します。</p> <p>(必要性)</p> <p>歴史的文化遺産に対する興味や関心を涵養し、地域学習における教材を制作する必要があります。</p> <p>(事業効果)</p> <p>町民の歴史文化への理解が深まり、郷土愛の醸成が図られます。</p>               | 町 |                                                                            |
| 12<br>その他地域の持続的発展に関し必要な事項 |  | <p>公共施設総合管理事業<br/>(事業内容)</p> <p>老朽化した廃止後の公共施設の解体撤去等を行います。</p> <p>(必要性)</p> <p>施設の統廃合により老朽化した廃止後の施設が増加したため解体等を行う必要があります。</p> <p>(事業効果)</p> <p>老朽化した施設を解体することで、倒壊等を防ぎ、施設周辺の安全性の確保、景観の保全が図られます。</p>                | 町 | 老朽化した施設を解体撤去することで、安全性の確保、景観の保全を図るとともに、公共施設の適正配置も図られることから、当町の持続的発展に資するものです。 |